

令和5年度農業人材確保推進事業

地域における 新規就農支援 事例集

2024年(令和6年)3月

一般社団法人 全国農業会議所
全国新規就農相談センター



令和5年度農業人材確保推進事業

地域における 新規就農支援 事例集

2024年(令和6年)3月

一般社団法人 全国農業会議所
全国新規就農相談センター



はじめに

令和5（2023）年度「農業人材確保推進事業」の事例調査は新規農業参入の支援体制について行った。このテーマは過去にも取り上げられているが、各地の支援体制は一樣ではなく、いったん構築した体制が長期にわたり維持されるわけでもない。地域を取り巻く内外の事情におうじて多様な様相を示し、変化するのが通常だ。

諸般の事情から今年度は取り上げる事例を6地域に絞ったが、やはりそれぞれ異なる特徴をもつ。このなかで優良事例を挙げるのは難しく、さほど意味があることでもない。今のところ定型的な成功モデルは存在しないと見るべきであろう。事例の背後には各地の農業や農村社会の事情があり、さまざまな模索を積み重ねて現在の姿がある。今回取り上げた6つの事例には参考になる点が多いと思うが、動きのなかのひとコマとしてとらえ、皆様の地域の実情に合わせてアレンジしていただきたい。

少し解説を加えよう。新規農業参入者はさしたる経営資源をもたない個人や家族であり、新たな農業経営を確立するのは簡単ではない。国内の農業生産や農村社会の維持・強化を期待して農業参入を支援するわけだが、支援すべきことは多岐にわたる。知識や技術を身に付けるための研修、農地や農業機械、ビニールハウス等の取得、そのための資金の調達、生産物販売先の確保、経営運営能力の獲得、住宅の確保、周囲の協力を得、農産社会に適応していくための人間関係の形成等々である。自立的な農業経営を育成するために丁寧な指導・援助しなければならないが、単独の個人が全てをなすうるはずもなく、多くの機関・団体・個人が連携する体制が求められる。

ところで、農地や各種資金の確保については国や都道府県の対策が用意されているので、それらを活用するために行政や農業委員会、JAの対応が不可欠となる。各地域が抱える財政事情等により味付けが変わるが、支援の内容はある程度絞られる。それに対し新規参入者に最も密着する場面である研修は地域の事情や方針の違いが現れやすい。いくつかの重要ポイントがあり、それぞれについて選択肢がある。

具体的なポイントとして①研修の場所、②指導者の性格と人数、③研修の内容、④研修期間が挙げられる。①については「実際の経営が営まれている農場」「研修のために設置された農場」「研修後の就農予定地」といった選択肢があり、②③④と関連する。つまり①～④の相互関連によって研修のタイプが現れる。

「原型」として考えられるのが、指導農業士等の高い技術をもつリーダー農業者に

指導を委ね、その人が経営する農場で1年ないし2年の期間、農作業を行う実地研修（OJT）のタイプである。すぐれた農業経営の現場で学ぶことは多く、これに勝るものはないと考える向きも多いだろう。リーダー農業者は周囲から一目置かれているので、農地や中古ハウス、住宅の確保、さらに周囲との人間関係の構築についても力を発揮してくれるだろう。

しかし、そのような農業者は自身の農場を運営する経営者である。丁寧な指導をしたくても十分余裕をもてないかもしれない。そして一人ならばともかく、複数の研修生を同時に指導するのは不可能である。そこで、より多くの研修生を受け入れるために指導者となる農業者を増員することになる。そうするとさまざまな品目についての指導も可能になる。また、指導者と研修生の相性が悪い場合にも対応できる。

だが今度は指導者によって指導のスタイルや内容にばらつきが生じる可能性がある。研修指導者の自覚が足りない人や研修生を無給の労働力として扱う人が現れることもある。

では、研修用の農場を設置して信頼できる専任指導者を置けば良いのではないか。指導者が営む農業経営の利益に結び付けることはなくなり、研修生本位の指導に徹することができる。研修生の扱い方も均一になる。外部講師による座学や機械・施設に関するトレーニング（Off-JT）が行いやすくなるというメリットもある。

しかし、このような施設の設置・運営には多額の費用がかかり、どのような地域でも可能というわけにはいかない。適当な専任指導者が見つかるかどうかも問題だ。そして何よりも、農業経営の現場から隔離されることによってOJTのレベルが低下するおそれがある。農地の確保は農業委員会に任せることになるが、そうすると地権者との交渉や農地の見極めについてリーダー農業者と同様の対応は難しくなるかもしれない。中古ハウスや機械施設の取得、周囲との人間関係の形成といった点でも型どおりの対応で終わる可能性がある。

①と②を中心に述べたが、幾つかの研修タイプがあり、それぞれ一長一短である。③と④にも踏み込むと、OJTとOFF-JTの組み合わせ、研修品目の設定、模擬経営の組み入れ、研修期間中の就農準備（品目決定、就農計画の策定、就農地の確保と整備、ハウス設置等）等に関してさまざまな方針が採られている。下に本年度の6つの調査

事例の特徴を整理したが、本文をご覧になりながら研修タイプの違いについて考えを深めていただきたい。

事例における研修の特徴

事例	研修受入組織	毎年の研修生受入人数	① 研修の場所	② 指導者の性格と人数	③ 研修の内容	④ 研修期間
事例1: 赤井川村	地域担い手育成 総合支援協議会 (村が事務局)	若干名	指導農業者の 農場	農業者 複数名	複数品目(主に施設野菜) 農場での実習 村農業振興センターでの育苗研修 毎月の講義・圃場視察	2年
事例2: 鶴岡市	新規就農者 研修受入協議会 (市が事務局)	10名前後	就農に向けた 学校	農業者40名 (経営)	複数品目 農場での実習 座学(就農プラン作成を含む)	2年
事例3: 石岡市	石岡市が農場を設置、指定管理者のNPO法人が運営	2組 (1農場1組)	研修用農場 (2カ所)	JA有機農業 部会	有機農業の複数品目 農場での実習	2年
事例4: 高山市	就農支援協議会 (市が事務局)	10名前後	指導農業者の 農場	指導農業士 16名	複数品目 夏期:農場での実習 冬期:座学	2年
事例5: 津和野町	農業担い手 支援センター (町が事務局)	数名	指導農業者の 農場	農業者 約10名	複数品目 複数の農場での実習	2年 ないし 1年
事例6: 八女市	新規就農対策会議(市が事務局)とJAが研修農場等を運営	右記支援センターは5~7名、その他、農家の実習も存在	JAふくかお八女就農支援センター、農業者の農場	センターで作目毎に農業者が指導、JAのOB職員が常駐	イチゴ、ナス 農場での実習	1年

このように研修は新規参入支援の再重要ポイントであり、そのあり方によって他の支援施策の配置や意味が変わる。各地で模索が続けられていて定型的モデルを示すには時期尚早だが、やがて幾つかのタイプに整理されていくと思われる。当面は各地の取り組みについて情報を収集・共有し、より良い方向を検討することが重要である。この事例集がそのための一助となることを願う次第である。

令和5年度(2023年度)農業人材確保推進事業推進委員会委員長
柳村 俊介

目次

はじめに	2
令和5年度農業人材確保推進事業（新規就農相談・情報発信） 事業推進委員会 委員名簿	6
事例1	
北海道赤井川村における村役場の主導による新規就農者育成の取組	7
事例2	
山形県鶴岡市における 地域内の主体による協定にもとづく新規就農者育成の取組	15
事例3	
茨城県石岡市八郷地区における 有機農業を核とした新規就農者育成の取組	23
事例4	
岐阜県高山市における指導農業士による研修指導を軸とする新規参入支援	29
事例5	
島根県津和野町における周囲に先駆けた新規就農支援	40
事例6	
福岡県八女市におけるJAの研修施設を通じた新規就農者育成の取組	51
令和5年度地域における新規就農支援事例調査 調査先一覧	60

令和5年度農業人材確保推進事業(新規就農相談・情報発信)
事業推進委員会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

和泉 真理 日本協同組合連携機構 客員研究員

佐藤 正隆 一般社団法人岡山県農業会議 事務局次長兼業務総括課長

澤田 守 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
中日本農業研究センター転換畑研究領域
畑輪作システムグループ長補佐

勝呂 一夫 全国新規就農相談センター 相談員

高山 太輔 福島大学農学群食農学類 准教授

西川 邦夫 茨城大学農学部 准教授

藤木 悦子 藤木農園

堀部 篤 東京農業大学国際食料情報学部 教授

柳村 俊介 摂南大学農学部 教授

北海道赤井川村における 村役場の主導による 新規就農者育成の取組

- 村主導で1995年から条例の制定、構造改革特区の活用（下限面積の要件緩和）などにより新規就農支援に取り組み、今では農家数約80戸のうち3割の24戸が新規就農者。
- 村は就農希望者の相談・受け入れ窓口や研修先の斡旋を行い、受入農家への年間60万円の助成や移住・定住支援など独自の支援も実施。
- 新規就農者の求める施設園芸に向けた農地は不足する一方、水田等の担い手は減り、農業者が増えても農地が減少していることが課題。
- これに対し、赤井川村では水田の管理・継承に向け地域おこし協力隊制度を活用した研修の導入など、新規就農支援の手法の見直しを進めている。

1 地域及び農業の概況

赤井川村は北海道の南西部、積丹半島の付け根に位置し、札幌市から車で1.5時間の距離にある。周囲を360度山々に囲まれたカルデラ盆地の中にあり昼夜の寒暖の差が大きく夏の最高気温は30度を超える反面、冬の最低気温は-20度を下回るという盆地特有の気候になっている。1991年にキロロスキー場が開設され、村の主産業は農業と観光である。人口は約1,100人である。「日本で最も美しい村」連合に加盟している。

赤井川村は有数の豪雪地帯であり、農作物の栽培期間は実質7カ月程度と短い。赤井川村の販売農家戸数は高齢化などにより減少しつつある。農林業センサスによれば、農家販売戸数は1995年の141戸から2020年には88戸となっており、現在では80戸前後である。

村内の農地面積は、同期間中に900haから550haに減少した。生産者の高齢化及び、水稻の生産調整、施設栽培への転換、施設栽培を経営の中心とする新規就農への世代交代が要因となり年々減少している。経営耕地面積は平均6.13haであり、1～5ha層が多いが農家ごとの規模の幅が大きい。

赤井川村では、2006年に供用開始した国営かんがい排水事業により、511haに対してパイプラインでのかんがい水供給がなされるようになった。特にこの畑地かんがい施設のある農地以外の農地で、離農後の農地の購入者が出ず、未耕作地化が進んでいる。

主要農産物は、水稻が140haと一番多く、畑作ではカボチャ、ジャガイモ、ブロッコリー、アスパラガスなど、施設栽培ではミニトマト、カラーピーマン、パプリカ、メロン、花などである。

2 これまでの新規就農者の実績

赤井川村では、1995年度より新規就農受入支援を制度化し、1997年から新規就農者を受け入れている。これまで、27戸が新規就農し、そのうち3戸が離農したので、村内には新規就農による農家が24戸ある。村の農家の約3割を新規就農者が占めることになる。

新規就農者の出身地域は、道内からが半数を占める。

新規就農者は、畑作（露地野菜）を主とする1人を除き、ほとんどが施設野菜経営である。新規就農の募集に対して、作目は限定しておらず、受け入れ農家の作っている主な作目であれば研修できるとしているが、経営の安定性を考慮すると施設野菜（ミニトマト、パプリカなど）が多くなる。

3 赤井川村で新規就農に取り組んだ経緯、支援体制

（1）新規就農に取り組んだ経緯

赤井川村での新規就農支援は、村役場が主導してきた。高齢化のスピードが地方で特に早く進んでいるという状況の中で、赤井川村の農地の担い手の減少が見込まれる中、当時の役場の職員や農業者が危機感を持ち、新規就農者を入れていかななくては行けないと、1995年に「赤井川村新規就農者育成に関する特別措置条例」の制定につながった（別添）。

新規就農者が就農しやすい条件を確保するために、2004年には構造改革特別区域計画において、農地取得後の農地の下限面積の要件緩和を行い、当時の北海道の下限面積2haから30aに設定された

2005年には国の事業で畑地かんがい設備を整備し、翌年から供用開始となった。この大きな設備投資も行われたこともあり、農業者を確保し農地を守っていこうと、赤井川村では新規就農支援に重点的に取り組んできている。

（2）赤井川村での支援体制

赤井川村での新規就農支援は赤井川村役場が、赤井川村地域担い手育成総合支援協議会（赤井川村、赤井川村農業委員会、JA新おたる、後志農業改良普及センター）の構成員であるJA新おたるや後志農業改良普及センター、さらには村内の生産者組織と連携しつつ支援を進めている。

赤井川村役場は就農希望者の相談・受入の窓口となり、就農希望者に研修先を斡旋し、また農業と定住促進に関わる村独自の支援策を講じるなど、新規就農支援を主導してきている。

これまで、定期的に新規就農者が確保され、地域農業の担い手になっていおり、村とし

では今後も受け入れを継続していきたいと考えている。しかし、新規就農者が就農しやすい農地が不足している（相続の後の登記がされていない、かんがい設備付きの農地は人気が高い）一方、施設園芸の増加により農家戸数が維持されても農地面積は減少するなどの課題にも直面している。

（3）赤井川村による新規就農支援策

赤井川村は、以下の独自の新規就農支援事業を実施するとともに、村の移住・定住促進関連の支援策もある。なお、上記の新規就農をめぐる課題・情勢の変化の中で、現在これらの支援策についての抜本的な見直しを検討中である。

- 営農実習支援：研修受け入れ農家への助成金（5万円/月、年間60万円を上限）
以前は、研修受入農家が研修生への賃金を払っていたことに対し、その半額を助成する仕組みだったが、近年は研修生が就農見込みの農地を使って研修する機会が多いことや、受入農家の確保が課題となりつつあるなかで、受入農家の負担の拡大を軽減するための謝金として支払っている。
- 農地賃借奨励金：新規就農者の農地賃借に対し、農地所有者へ賃借料相当額の奨励金を交付（畑5千円/10a、田1万円/10a）。助成期間は5年である。実際には、農地の売り手は賃借ではなく手放したいのだが、現在の制度では農地を購入した場合のメリットが無く今後の検討課題である。
- 利子補給：農地取得のため、農業制度資金、農協資金を利用した場合の利子補給
- ハウス施設導入補助金：施設型野菜ハウス導入に対し助成（補助率1/2以内、ハウス延長500mを上限）
- 移住・定住促進としての住宅支援：2025年度までの10年間の事業として、移住者が住宅を新築し、10年以上居住する場合に300万円を助成するとともに、3年間は固定資産税を半額にしている。実際には、赤井川村への定住志向が強いのはほぼ新規就農者に限られ、赤井川村にとって新規就農者の募集・支援は移住促進の観点からも極めて重要である。

（4）販路の確保

赤井川村では多種類の作目が生産されており、JAによる集荷・共販が行われる作物も限られており、従って新規就農者は作った農産物の売り先を自分で見つけなくてはならない。単に生産するだけでなく、販路開拓までも就農時からなくてはならない点でハードルは高いが、他方、「決められた作物で就農するとサラリーマンと変わらない」「自由度の高さが魅力だった」という就農者が多い。

新規就農者は、ネット販売、道の駅、ふるさと納税、距離的に近い札幌市での直売など

個々に販路を開拓している他、生産者組織に所属して共同で販売している人もいる。また、長い冬期間中、農業者の多くはキロロスキー場等でさまざまに働いており、農業と冬期間とのトータルで所得を確保する。

村内の農産物の販売に関わる組織としては、JAとその生産部会、有限会社どさんこ農産センター、作物別の生産組織がある。

その1つである有限会社どさんこ農産センターは1974年に東都生協との馬鈴薯の産直取引の受け皿組織として発足し、1991年に15戸で有限会社どさんこ農産センターとして設立された。現在は26名の生産者で構成され（赤井川村17人、蘭越町9人）、うち半数の13人を新規就農者が占める。生産者の平均年齢は47歳となっている。現在では多様な野菜を東都生協、コープデリ連合会、コープみらい、コープさっぽろなどに販売しており、販売額は2億7,000万円となっている。

有限会社どさんこ農産センターは構成員である個々の農家が研修生の受け入れ農家となっている他、就農希望者の研修中から販路を提供し、新規のハウス設置に対して1棟当たり10万円の助成を行うなど、独自の新規就農支援を行なっている。

新規就農者の育成は、生産者の維持・若返りのみならず、よそもの目線・消費者目線で見えた農業や農村の良さの発見、GAPや特別栽培の導入など新たな発想と技術の導入をもたらししている。

4 新規就農支援の実際

(1) 就農相談対応や農業体験に関する取組

就農相談の窓口として、北海道担い手育成センターがあるが、直接赤井川村に相談に来る就農希望者も多い。赤井川村では現地見学会を開催しており、令和6年は3回開催する予定である。また、短期の体験や既に新規就農している人の紹介をしており、村のウェブサイトでも新規就農希望者向けに非常に充実した情報発信を行っている。東京や大阪での新・農業人フェアには村が主体で参加している。しかし、これまでは、募集を先に行い、その後研修受け入れ先や農地のあっせんを行ってきたが、昨今は農地斡旋が難しくなっており、今後は生産者組織も同行するなど受け入れ体制を整えた上で就農希望者を募集することを検討中である。

(2) 研修

赤井川村での就農希望者は主に2種のパターンで、通常2年間の研修を行う。

- JA新おたるが研修生をJAの準職員として雇用し、JA生産部会に所属して研修を行う。
- 個人の受入農家や農業法人が研修生を2年間受け入れる。研修生は受入農家と雇用契

約を結ぶ。

これまで特に冬期間の研修カリキュラムの策定が難しく、赤井川村での就農希望者への研修は準備型資金の対象ではなかった。JAの準職員に契約雇用という形での研修制度は研修生の負担軽減には有効だが、JAが費用負担をしながら、この制度による研修生が必ずしも就農時にJAの生産部会に所属しない場合もあり、JAにとっての負担となっている。他方、個別農家による受け入れは、受入農家による研修生の賃金の負担が難しい。

こうした状況を打開するため、冬期間に村の新規就農者技術修得センターを活用した育苗研修を導入するなど、研修カリキュラムを調べ、2023年からは担い手協議会が研修元となり、準備型資金が活用できるようになったところである。

現在研修生は、受入農家での農業技術の研修に加え、以下の研修を行うことになっている。

- 赤井川村農業振興センター（新規就農者技術修得センター）での育苗研修
- 農業改良普及センター職員や村職員などを講師とした毎月1回の講義や圃場視察などの座学研修
- 北海道や関係機関の主催する講習会への参加

さらに、農地面積の減少に対応し水田の管理・継承など大きな農地面積を使う営農形態での就農促進を図るため、2023年度に地域おこし協力隊制度を活用した研修パターンを整え、2024年度より運用を開始することとしている。



赤井川村農業振興センター

(3) 経営資源の確保に向けた支援

農地の確保については、就農希望者が2年間の研修中に個別に確保する。多くは受入農家が間に入る事が多く、受入農家の負担が大きいことが課題である。

住宅については、新規就農者は公営住宅に入っている人が多い。その後、経営が安定してきたら公営住宅を出て家を建てる人もおり、新規就農者の3割程度が持ち家である。

(4) 就農後の支援

新規就農者は小さな規模で経営を始めることが多いが、そこから規模拡大を志向するのであれば、雇用の導入が必要になる。最初は近隣で人を探すのが、2022年から村では外国人技能実習生を導入しており、2024年も5～6人を予定している。

初期の新規就農者は、「夫婦でできる分だけの経営サイズが良い」という考えの人が比較的多かったが、最近10年ほどは規模拡大志向の新規就農者が増えており、新規就農後にハウスを20棟まで増やしている人もいる。

5 現在の課題と今後の展望

赤井川村では1995年から新規就農者の確保に取り組み始め、今では村の農家戸数の3割を新規就農者が占めており、彼らは村の主要産業である農業を支えるとともに、村への移住者として、さらには冬期間のスキー場等の経営を支える人材としても貴重な存在である。赤井川村は、さまざまな支援策を講じ、関係する機関・組織と連携しつつ、新規就農支援を主導してきた。赤井川村過疎地域持続的発展市町村計画(令和3年度～令和7年度)では、計画期間中に新規就農者を10人受け入れることを目標値としている。

一方、これまで継続的に新規就農者を受け入れてきたが、新規就農者が就農しやすい農地の不足に直面しつつある一方、施設園芸の増加により農家戸数が維持されても農地面積自体は減少するなどの課題にも直面しつつある。

このような状況に対して、赤井川村では既存の支援策の抜本的な見直しを検討しているところである。さらに、これまでの新規就農希望者の受け入れは継続しつつも、大きな農地面積を使う営農形態での就農促進を進めていくために、水田を管理・継承するための地域おこし協力隊員の受け入れ研修を2024年から開始しようとしている。

また、近年は国が新規就農支援を拡充させている中、現在の村の施策には後継者への支援がない、規模拡大への支援がないなど改善すべき点もあり、新規就農支援自体は国の事業を主体に据え、赤井川村は新規就農支援からより農業全般に対する支援に変換していくことも模索しつつある。

(参考)

赤井川村新規就農者育成に関する特別措置条例

平成7年3月13日

条例第4号

注 令和3年3月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、本村の区域内において新たに農業を営もうと希望する者の受入れ体制を整備すると共に、新規就農者の育成に対し特別な措置を講じ、本村の農業振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「新規就農者」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 経営主の年齢がおおむね49歳未満の者
- (2) 経営面積が50アール以上となる者
- (3) 研修及び営農開始に必要な自己資金等を有する者

2 前項の規定にかかわらず、特に村長が認めた者については、新規就農者とみなす。

(令3条例2・全改)

(新規就農予定者認定登録申請)

第3条 新規就農予定者が自立して農業経営するまでの間、農業実習等により営農技術及び農家生活、地域との連携等について修得しようとする時は、新規就農予定者認定登録の申請をし、承認を受けなければならない。ただし、農業経験が認められるもの又は村長が特に認めた場合は、この限りではない。

(営農実習支援助成)

第4条 村長は、前条による新規就農予定者の農業実習受入れ農家等に対し、営農指導費及び就労賃金の一部を、営農実習支援費として予算の範囲内において交付し、支援助成を行う。

(令3条例2・一部改正)

(新規就農者認定申請)

第5条 この条例による新規就農者の認定を受け農業経営を始めようとする者は、あらかじめ営農計画書その他必要事項を記載した認定申請書を、新おたる農業協同組合を経由し村長に提出しなければならない。

(認定)

第6条 村長は、前条の申請書を受理したときは、赤井川村農業委員会に諮りその可否について決定し、申請者に通知する。

(優遇措置)

第7条 この条例により、新規就農者の認定を受けた場合は、次の各号により奨励金及び利子補給金（以下「奨励金等」という。）を交付し援助を行う。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく農用地の利用権を設定した場合、利用権設定期間、5年間を限度として、当該賃借料を土地所有

者に奨励金として交付する。

(2) 農業経営に必要な農用地を取得するため借入れした農業制度資金の額800万円を限度として、その貸付利率年3.5%以内に相当する額を農業経営開始の属する年度から起算して5年間、利子補給金として新規就農者に交付する。

(3) 前号による農業制度資金を借入れられない場合は、農協資金の額500万円を限度として、その貸付利率年5.5%以内に相当する額を農業経営開始の属する年度から起算して5年間、その後5年間については貸付利率年3.5%以内に相当する額を利子補給金として新規就農者に交付する。

(奨励金等の申請)

第8条 前条の規定により奨励金等の優遇措置を受けようとする新規就農者は、村長が指定した期日までに申請しなければならない。

(相続、譲渡等に対する措置)

第9条 村長は相続、譲渡等の理由により奨励金を受ける者に変更を生じたときは、当該事業が継続されている場合に限り、継承者に対し残期間奨励金等を継続して交付することができる。

(奨励金等の返納又は減額)

第10条 奨励金の交付を受け、又は受けようとする者が次の各号の一に該当するときは奨励金等を交付せず、又は減額し、若しくは全部を返納させることができる。

- (1) 農用地を第1条の目的以外の用途に供したとき。
- (2) 農業を廃止し、又は休業したとき。
- (3) 村税並びに公課を滞納したとき。
- (4) 不正行為により奨励金等の交付を受けたとき。
- (5) その他村長が不相当と認めたとき。

(施行細目)

第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(以下、附則は省略) (平成10年条例第19号)

事例 2

山形県鶴岡市における 地域内の主体による協定にもとづく 新規就農者育成の取組

- 行政、JA、等の多様な主体によって締結された協定にもとづいた組織的・安定的な取り組み。
- 研修生に対するマンツーマンの指導・相談体制により、研修期間中の手厚いサポートを担保。
- 研修施設も含め、研修期間中に構築されたネットワークが修了後も利用でき、円滑な就農が可能に。

1 はじめに

本稿では、山形県鶴岡市において地域内の主体が協定にもとづいて運営する、新規就農者の研修施設（以下「A学校」とする）について検討する。鶴岡市は山形県内でも有数の水田複合経営が集積する地域であるが、近年は農業経営体数が急速に減少しており、新規就農者に対する期待は高まっている。本取組は鶴岡市を中心としつつも、JA、教育機関、企業、地域組織等の多様な主体が連携して組織的に行われている。そのため、設立の2020年から間もないにもかかわらず、カリキュラムや地域の農業者による実習等の研修体制が整備されている。聞き取り調査は2023年12月21日に、A学校の担当者と修了者のB氏に対して行った。

2 地域農業の概況と新規就農者育成の経緯

(1) 地域農業の概況

2021年において、鶴岡市の農業産出額は282.2億円である。山形県で最も農業産出額が多い市町村である。部門別に最も産出額が大きいのは米120.0億円である（42.5%）。次に大きいのは野菜98.9億円であり、果実24.3億円、豚14.1億円、鶏卵4.7億円と続く（農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」）。地域農業は米を中心としつつ、野菜による経営の複合化が進んでいることが分かる。一方で、鶴岡市においても農業経営体の減少は続いている。2010年の4,717経営体から、2020年には3,184経営体となった。2020年現在も山形県で最も農業経営体数が多い市町村ではあるが、過去10年間の減少率は32.5%に達する（農林水産省『農林業センサス』）。地域農業を維持するためには、新規就農者を増やしていくことが必要な状況となっている。

(2) 新規就農者育成の体制

現在庄内地域には、鶴岡市のA学校の他に、酒田市にも研修施設が存在する。しかし、酒田市のほうは既に就農している者に対して研修を施すので、就農前の就農希望者に研修を行うのがA学校の特徴となっている。

A学校が設立された経緯を以下で説明する。A学校の施設はもともと山形県が経営する温泉宿泊移設であったが、2016年に閉館した。その後の活用について紆余曲折を経て、2018年に鶴岡市が新規就農者育成の拠点として整備することになった。そして2019年3月に、鶴岡市、庄内地域に所在する2JA、2大学、企業の6者で「農業の人材育成・確保に関する協定」を締結し、地域における農業人材育成のための体制づくりで合意した。A学校が開校する直前の2020年3月には、高等専門学校と農業高校が協定に加わった。協定における各主体の役割分担を示したのが、第1表である。人材育成研修の企画・運営を担うのは鶴岡市である。また、鶴岡市は住居情報の提供等、定住支援でも中心的な役割を担っている。JAは営農指導や販売支援、研修生への食材提供を、各教育機関は研修の提供、企業は施設の運営補助等を担う。

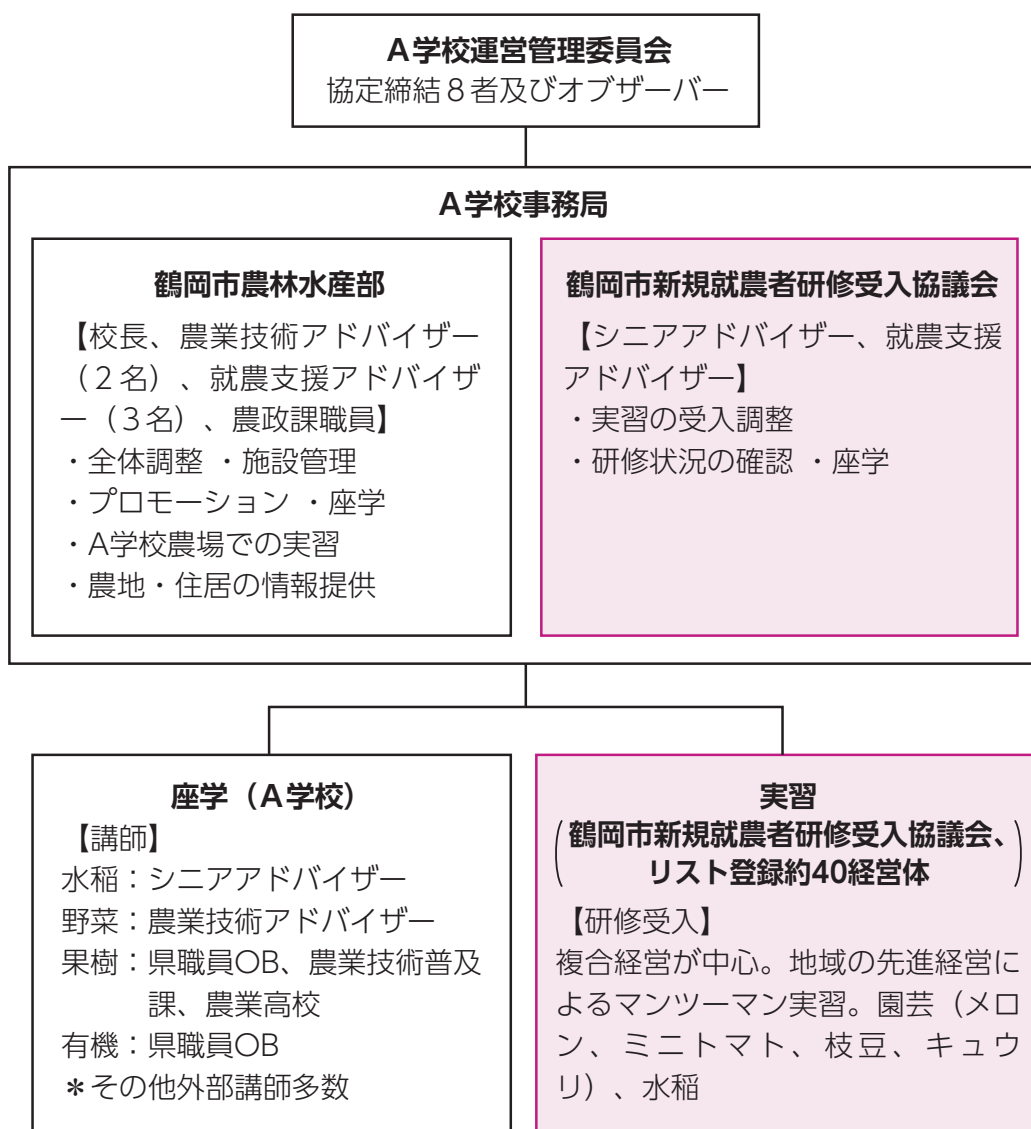
第1表 鶴岡市における新規就農者育成の体制

		主体数	役割
協定参加者	鶴岡市	1	・人材育成研修の企画・運営 ・就農定住支援（助成制度等）
	JA	2	・就農支援（農地・農機具等の情報提供） ・営農指導・販売支援 ・部会・専門部の講習会や研修会への研修生受け入れ ・研修生への食材提供（米等）
	教育機関	4	・座学研修（食と農のビジネス塾） ・スマート農業の研修・実施 ・スマート農業の公開講座 ・PR媒体作成指導・助言 ・果樹栽培指導
	企業	1	・施設の運営補助 ・カリキュラムの実施補助
オブザーバー	山形県	1	・庄内総合支庁農業技術普及課と協同事業
	やまがた農業支援センター	1	・担い手育成を共同展開 ・就農者への指導・助言
	鶴岡市農業委員会	1	・農地のあっせん ・中古農機具等の情報提供
	鶴岡市新規就農者研修受入協議会	1	・実習研修 ・就農定住支援（助成制度等）

資料：A学校提供の資料より作成。

オブザーバーとして協定を側面から支援するのが、山形県、やまがた農業支援センター（県の外郭団体）、鶴岡市農業委員会、鶴岡市新規就農者研修受入協議会（以下、「協議会」）である。県とは普及事業を通じて連携をする。農業委員会は農地のあっせん、協議会はA学校の研修生が農業者のもとで研修することの調整を行う。

第1図はA学校の運営体制を示したものである。事務局は鶴岡市農林水産部と協議会が担う。研修生に対して座学を提供するのはA学校であるが、農業技術の習得は協議会に登録をしている農業者が実習を受け入れて行う。現在のところ協議会のリストに登録をしているのは約40経営体である。就農準備資金の受入も協議会が担当している。就農準備資金は大半の研修生が受給しているが、制度的な制約を嫌って受給せずに研修に臨んでいる者もいるとのことであった。



第1図 A学校の運営体制

資料：A学校提供の資料より作成。

(3) 新規就農の実績

第2表は、A学校における新規就農者育成の実績を示したものである。2023年において4期生を受け入れ、また2期生が修了したばかりであるので、これまでの実績を評価するのはやや時期尚早である。しかしながら、同表からはA学校の試行錯誤の過程も浮かび上がってくる。

第2表 A学校における新規就農者育成の実績

単位：名

	入校者数		修了者数		
	計	うち市内より	計	新規参入	雇用就農
1期	13	2	5	3	2
2期	9	1	9	4	5
3期	9	2	6	6	0
4期	7	3	-	-	-
合計	38	8	20	13	7

資料：A学校提供の資料より作成。

注：3期生の修了者数は調査時点の見込み。

まず、1期生は13名入校したが、うち修了したのは5名にとどまった。8名が退学したことになる。コロナ禍の最中ということもあったが、事務所に職員が誰もいなかったために研修生の相談相手がおらず、コミュニケーションが悪かったとA学校の担当者は想起していた。また、実習も1名の農業者が全ての研修生を受け持っていたので、指導が行き届かなかった。そのため2期生からは必ず職員が事務所にいて研修生が相談できる体制を作るとともに、実習も研修生1名につき農業者1名のマンツーマンとした。そのため、2期生は入学した9名全員が修了することができた。3期生は入校者9名のうち、修了するのは6名の予定である。また、設立当初の募集定員は17名であったが、現在は10名に減らした。体制の整備を優先している段階であり、今後は定員の増加も検討しているとのことであった。

なお、同表からは直前の市内居住者は必ずしも多くなく、市外から広く研修生を集めていることが分かる。ただし、表示はしていないが、祖父母が鶴岡市出身等、何らかの縁がある者の割合は約60%に達する。年齢は20歳代が約50%を占めていて若い。修了者は新規参入に限らず、雇用就農も一定程度いることが同表からは確認できる。ただし、3期生は全員が新規参入となる。新規参入と雇用就農の選択は、研修生の意思を尊重しているとのことであった。

3 A学校による研修の内容

(1) 研修期間中の支援

A学校に対する研修希望の問い合わせは、毎年100件以上寄せられる。A学校では研修希望者向けに、9月と12月に1泊2日の無料入校体験会を行っている。2023年は7名が参加した。また、入校体験会に参加できなかった場合は、随時開催している学校説明会に参加する必要がある。座学については1ヶ月に数回程度、希望者に開放して体験を可能としている。最終的に研修を開始するのは前職をやめた覚悟のある者が多く、高校・大学を卒業したばかりの者には農林大学校を勧めているとのことであった。

A学校における研修は2年間である。1年目は農業の基礎を幅広く学ぶことを目的とし、座学では農業の基礎知識の習得、実習では複合経営のもとで水稲と園芸の技術を学ぶ。実習では夏場の水稲やミニトマト等だけでなく、周年就業を意識して冬場のネギの技術も身につける。品目を最初から決めなくていいことが、A学校を希望した理由として挙げる研修生も多い¹。2年目は研修生が就農に向けての準備を加速することを目的として、座学では就農プランの策定、実習では就農後にめざす営農形態（作物や栽培法）をイメージしながら行う（オーダーメイド実習）。研修生の1週間は、月・火・水曜は実習、木曜は座学、金・土曜は自由時間として農業アルバイトに充てられる。A学校のカリキュラムは実習中心に構築されていることが分かる。

実習では栽培技術だけでなく地域の情報も得ることで、就農のイメージが具体化するとともに、受け入れた農業者が就農後の相談役になることも期待されている。研修修了後は、経営の基盤が出来上がるまで概ね5年をめどに、支援を継続することとしている。A学校では研修のコンセプトを、「つくる（農業技術）」「かせぐ（経営能力）」「くらす（生活支援）」「はじめる（就農支援）」「ささえる（営農支援）」の5つにまとめている。

研修生には2名の就農支援アドバイザー等がついて、各支援主体間の調整や農地・住居の情報提供を行う。研修生とは毎月面談を行い、就農後の営農形態や居住地を具体化していく。農地や住宅の確保については、農業委員会等から提供された情報をもとに、実際に研修生と現地で確認することとしている。情報のリストも準備されているが、定期的に更新されているわけではないので、実際に確認したほうが確実であるとのことであった。投資資金を捻出するため、農地は購入せず全て借地である。また、農業機械や農業施設は中古のものを買う場合が多い。

1 A学校を通さずに協議会が直接研修生を受け入れるケースもあるが、その場合は最初から品目を指定して農業者の指導を受けることになる。

(2) 就農後の支援

修了生に対しては、年に2回職員が巡回し営農相談等をしているが、ほとんどの場合は修了生のほうからA学校に相談をしに来る。相談内容は技術や補助事業に関する者が多く、農地や販路の相談は余り無い。修了生の規模拡大意欲がまだ小さいことによるのではないかと、A学校の担当者は考えていた。相対的に規模が大きい事例としては、3期生1名と4期生1名で15haの水稲経営を第三者継承することを目指しているものがある。

一方で、修了生は地域に波及効果を与えつつある。例えば、後述するB氏の就農をきっかけとして、2023年4月に受け入れた地区とA学校で連携協定を締結した。その地区が今後地域ぐるみで研修生の受け入れに取り組むこと、農地や空き家の情報を提供することになった²。また、修了生を中心として若手農業者による研究グループが形成されたり、研修中に猟銃免許を取得して地元の猟友会に入会したりする者もいる。

4 新規就農者の事例

(1) B氏の就農までの経緯

B氏は鶴岡市出身で、2023年現在で51歳である。高校卒業後に大阪の大学に進学し、その後30年間大阪に居住した。前職は社会福祉法人の運営業務に携わり、15～16年間勤務した。B氏が鶴岡市に戻ってきたのは4年前だが、その1年前頃からUターンを考えていた。現在81歳の母親は一人暮らしであり、将来的な介護を考えてのことであった。非農家出身であり、仕事にこだわりは無かったが、農業は面白そうだなと感じたこと、また偶然A学校の設立と重なったことから農業を職業として選んだ。ただし、雇用就農は考えなかった。A学校は2年間かけて初歩から農業を学ぶことができるとともに、関係各機関が連携して研修をしてくれたので安心感があったとのことであった。また、多くの人と面識を得ることができたため、修了後の現在でも様々なことで相談ができるネットワークができたことも強調していた。

A学校を修了して就農したのは2022年2月であった。第三者継承によって71歳の農業者の経営（養鶏）を引き継いだ。A学校での研修中は園芸作経営を考えていたが、近くの農地を見学した時に経営継承を誘われた。その農地を保有していた農業者ではなく、その本家に当たる者であった。養鶏の技術は前経営者から教えてもらっている。鶏舎の修繕は自ら行った。材木は知り合いの材木業者から譲り受けた。お金をなるべく使わずに生活することとしており、後述するように営農面にもその方針が表れている。居住地は養鶏場の近くだが、自らの実家ではない。以前に他の農業者が使用していた空き家であり、7DKで納

2 百瀬清昭「提言 若者の新規就農後押し」『山形新聞』2023年11月17日付。

屋もある。将来的には集卵体験ができる民宿に改装することを構想している。

(2) B氏の現在の経営内容

現在の経営規模は採卵鶏300羽、労働力はB氏本人1名である。就農時は200羽だったので、規模を拡大したことになる。現在取引をしている顧客の要望を満たす分まで拡大したいと考えており、500羽程度となる。ただしその場合は本人1名だけでは経営できなくなるので、農福連携を活用して対応したいとのことであった。また、鶏糞を使用した野菜の栽培も行っている。

2022年はキツネの食害により、飼養している鶏の半分程度が被害にあった。2023年から卵の出荷価格を引き上げたので、前年に比べて農業所得は増えた。足りない部分は経営開始資金と冬期の除雪作業によって賄っている。売上高は100万円程度であり、個人客への宅配、JAを通じた生協への販売、給食センター、ケーキ屋へ販売している。いずれも前経営者から引き継いだものである。飼料は給食センターの残渣、他の農業経営者から譲り受けている米ぬか・くず米、近くのラムサール条約登録湿地で駆除したザリガニ等である。飼料価格高騰の影響はなかった。規模を拡大した場合は購入飼料を導入するか、農福連携により食品残渣の供給元を増やすことで対応したいとのことであった。

農業は前職の福祉分野と比べると、補助制度が手厚いととも提出する様式等も簡素化されていると感じている。B氏は先述した経営開始資金だけでなく、鶴岡市による鳥インフルエンザの対策支援やUターン者に対する家賃補助も利用している。また居住地区とA学校との協定については、良い条件の農地や空き家の情報はなかなか表に出てこないのも、新規就農者にとって有利に働くのではないかと評価していた。

5 おわりに

山形県鶴岡市においては、行政だけでなくJA、教育機関、企業、地域組織等の多様な主体が連携し、協定にもとづいて新規就農者の研修施設であるA学校が運営されていた。A学校は設立から間もないにもかかわらず、組織的な取り組みによって研修生に対して充実したカリキュラムや実習を提供することが可能になっていた。また、研修生に対するマンツーマンを意識した指導・相談体制により、研修期間中の手厚いサポートが確保されていた。まだ運営方法については試行錯誤を続けているが、早くも毎年5～9名の新規就農者を地域農業に輩出する実績をあげている。

鶴岡市の取組が現在のところ機能している要因は、第1に各主体の連携により適切な指導や情報をタイムリーに研修生に提供することが可能な点である。その点とも関連するが、第2に各主体の協定にもとづいてA学校が運営されているため、連携の持続性が制度

的に担保されていることである。そのことが、A学校の取組に安定感を与え、研修生の安心感にもつながっている。将来に対して何かと不安を感じる研修期間において、その効果は案外大きいと考えられる。そして第3に、研修中に構築されたネットワークが就農後もそのまま利用できるため、円滑な就農が可能なことである。A学校も就農後5年までのフォローアップをするとともに、修了生からも頻繁にA学校を訪問するなど、両者のコミュニケーションは修了後も良好である。そのことが、新規就農者の定着をもたらしている。本事例からは、新規就農者の育成において、地域の各主体による連携と制度化が重要であることを再確認できるだろう。

事例 3

茨城県石岡市八郷地区における有機農業を核とした新規就農者育成の取組

- 行政とJAが協力して有機農業に焦点を当てた新規就農者の育成を実施、産地と地域社会の維持に貢献。
- JAと生協の産直を通じて有機野菜の安定的な販路を確保、研修期間中も修了後も有機農業を安心して継続可能。
- 行政とJAが明確な役割分担によって持続的な研修体制を構築、地域としての取組は約四半世紀継続。

1 はじめに

本稿では、茨城県石岡市八郷地区（旧八郷町。2005年に石岡市に合併）における新規就農者育成の取組を検討する。同地区では以前からJAと生協との産直を通じた有機農業の産地づくりを進めており、その担い手を育成するために1999年から新規就農者の研修施設を設置している。本稿では、2017年に設置された2つ目の研修施設である、Aファームの取組を検討する。聞き取り調査は2023年12月5日に、Aファームを運営するNPO法人代表のC氏と石岡市の担当者に対して行った。

農林水産省は2021年に「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに有機農業の取組面積を100万haにまで拡大することを目標として掲げた。一方で、農業経営体の減少が続く中で、新規就農者の増加によって産地を維持していく必要性も高まっている。八郷地区における取組は、両者を両立させるものとして示唆に富む。

2 地域農業の概況と新規就農者育成の経緯

(1) 地域農業の概況

2021年において、石岡市の農業産出額は166.7億円であった。部門別に最も産出額が大きいのは鶏卵52.5億円であり、豚22.7億円、野菜22.0億円、米19.2億円、果実17.4億円と続く（農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」）。多品目生産が地域農業の特徴となっている。新規就農者が主に取り組む野菜は、石岡市農業を支える重要な部門の1つである。一方で、石岡市（八郷地区）においても農業経営体の減少は続いている。2010年の3,263経営体（2,196

経営体) から、2020年には2,022経営体 (1,387経営体) となり、減少率は38.1% (36.8%) である (農林水産省『農林業センサス』)。地域農業を維持するためには、新規就農者を増やしていくことが必要な状況となっている。

(2) 新規就農者育成の経緯

石岡市八郷地区における新規就農者育成の取組は、JAによる有機農業の産地づくりと連動して進展してきた。東京の生協との1976年から続く産直の中で、1986年から野菜の販売を開始した。そして、1997年からは有機農業の産地化に取り組むことになった。有機農業に取り組んだ直接のきっかけは、同じく1995年から始めた産直の野菜ボックス (グリーンボックス) 購入に登録している生協組合員数を維持するためであった。最初のシーズン (3ヶ月間) は4,900名であったが、3,500名、2,500名とシーズンを経るごとに減少が続いていた。しかしながら、有機野菜をグリーンボックスに取り入れたことで、登録者数は3,500名に回復した。

産直をJAで中心的に進めてきたC氏 (現Aファーム代表) によると、有機農業には都市住民を八郷地区で就農させる受け皿としての目的もあった。生協との交流を続ける中で都市には就農を希望する者が多くいることに気づき、有機農業であれば意識の高い都市住民に受け入れられるのではないかと考えた。自ら経営を行う新規参入者のうち、有機農業に取り組む者の割合は、20~30%程度と高い傾向にあるという調査結果もあり (農林水産省「有機農業をめぐる事情」(2023年10月)、p.12)、C氏の当時の考え方は新規就農者育成のコンセプトとしての的を射ていた。

八郷地区における有機野菜の産直は10名弱の生産者から始まったが、1997年には早くもJAに有機栽培部会を設立して組織化が進んだ。1999年には生協の役員からの紹介で、研修生の第1期生を受け入れることになった。妻帯者であり、研修期間は2年となった。また、JAが借りて保全していた遊休桑園4.5haを、研修農場として整備した。これが現在までJAによって運営されているBファームである。2000年には自動車製造会社のエンジニアを2期生として受け入れた。以降、Bファームでは毎年1家族を受け入れている。1家族につき研修期間は2年であるため、最大2家族を受け入れることができる。

Bファームでは農地の小作料や施設の電気・水道料金はJAが支払い、農業機械・農業施設はJAから研修生へ無料で貸し出された。2008年からは、研修生の指導に当たる農業者に対しても、年間10万円の指導費を支払うこととした。指導を行う農業者はBファームの修了生が多く、新規就農者同士でノウハウの伝達が行われている。これらの運営方式は現在まで引き継がれているとともに、後述するようにAファームにおいても行政が一部代替しながら採用されている。研修期間中の収入は以前はJAから給与が支払われ、一部茨城県の補助事業が利用された。現在は国による就農準備資金が利用されている。

Aファームは八郷地区における新規就農者の受入余力を向上させるために、また人口減少対策として移住者を増やすために2017年に設立された。石岡市が1.4haの遊休農地を整備して農地を確保し（現在は2.0ha）、研修施設として設立されたものである。Bファームと同様に、年間1家族受け入れ、研修期間は2年（最大2家族を受け入れ）、年齢は45歳まで（夫婦のどちらか一方で良い）である。原則として家族（夫婦）が受入単位となっている。AファームとBファームを合わせて、最大4家族が研修を行い、毎年2家族が新規就農できる体制となった。なお、JA有機栽培部会員32名のうち、26名（81.3%）が両施設の出身者が多く占めており、行政とJAによる取組が有機農業の産地維持に貢献していることが分かる。JAの野菜販売のうち、有機野菜が3割を占めるに至っている（柴山（2021）、p.108）。また、家族を含めると百数十名が移住しており、地域の人口維持への貢献も大きい¹。

（3）近年の新規就農者の実績

第1表は、石岡市における過去5年間の新規就農関係の実績の推移である。新規就農者は年間7～12名で推移しており、ほとんどが自家就農以外の新規参入者によって占められている。うち、市内の研修施設であるAファームとBファームで研修を受けた者は、概ね年間2名となっている。市内には両施設以外にも、新規就農者を輩出するルートが存在していることが分かる²。また、研修施設に対する相談者が年間14～35名いることを考慮すると、後述する研修前の取組が一定程度の選抜機能を果たしていると言える。

第1表 石岡市における新規就農関係の実績の推移

単位：名

	新規就農者			市内の研修施設利用			経営開始 資金利用者
	合計	自家就農	新規参入	相談者	研修開始	新規参入	
2019年	9	0	9	23	3	2	53
20	8	0	8	14	4	2	59
21	9	1	8	25	3	2	55
22	7	1	6	35	2	1	67
23	12	2	10	5	2	2	31

資料：経営開始資金の受給者数は、上期と下期の延べ人数。2023年は上期のみ。

第2表は、両施設がこれまで受け入れた研修生の出身都道府県を示したものである。合計で52名が研修を受けてきた。内訳は茨城県が14名と最も多いが、直近10年（2013～2023年）

1 八郷地区における有機農業と新規就農者育成の展開過程について、本稿では柴山（2023）も参照している。
2 C氏に対する聞き取り調査では、JA以外にも有機農業に取り組む生産者が多く存在しているとのことであつた。

に集中している（13名、92.9%）。それ以外は、人口が多い東京都や大阪府から来た者が多い。

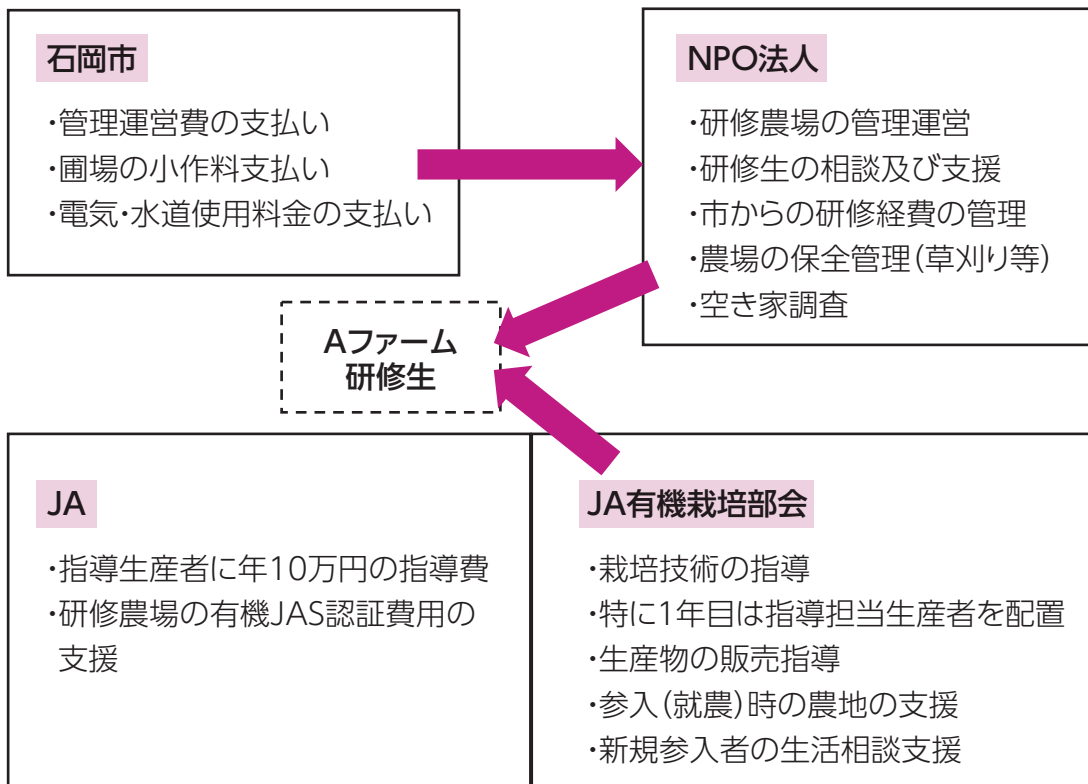
第2表 両施設が受け入れた研修生の出身都道府県

出身	茨城	東京	大阪	宮城	神奈川	岩手	千葉	埼玉	宮崎	栃木	北海道	福岡	静岡	兵庫	福島
人数	14	8	7	5	4	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1

資料：Aファーム提供の資料より作成。

3 Aファームの運営体制

Aファームは廃校跡地を活用した建物に事務所を構えている。同建物は農業体験ができる観光施設も兼ねており、NPO法人が石岡市から指定管理制度により管理を委託されている。同法人はC氏がJA退職後に立ち上げた。現在保有している機械・施設は、トラクター2台（草刈用、23ps）、管理機1台、刈払機2台、草刈機1台、ビニールハウス2棟、ハウス倉庫1棟等である。研修生は毎月1万円を研修費としてNPO法人に支払う。それをNPO法人は運営費に充てており、近年は培土機や大根洗浄機の購入にも充てた。また、研修農場は有機JASの認証を受けている。



第1図 Aファームの運営体制

資料：Aファーム提供の資料より作成。

第1図は、Aファームの運営体制を示したものである。関係機関による役割分担が明確に規定されている。まずAファームの日常業務の運営は、石岡市から先述のNPO法人に委託されている。研修生の営農・生活上の相談、空き家の調査もNPO法人の業務である。また、研修圃場の草刈等の管理（野菜の生産ではない）も担う。石岡市はAファームの管理運営費をNPO法人に支払うとともに、農地の賃貸料や研修施設の電気・水道料金も支払う。研修生に対する技術的な指導に当たるのは、JAの有機栽培部会の農業者である。特に研修1年目は指導担当生産者を配置し、毎週木曜日に研修生を圃場に受け入れて指導をする。生産物の販売指導や、就農時の農地確保の支援に当たるのも有機栽培部会である。指導担当生産者に対しては、JAから年間10万円の指導費が支払われる。

4 Aファームによる研修の内容

(1) 研修中の支援

就農相談会は毎年県内で2回実施している。市役所やJAへ直接相談が来ることもある。また、相談者が研修生と現地を見てもらい、研修希望者が研修の内容をイメージしやすくしている。農業者のもとでの体験研修や、新規就農者との意見交換も実施している。また、就農希望者が「就農ビジョン」を作成し、「自分だったらどのように農業をするか」ということを考えてもらうこともしている。そして、希望者に研修に取り組む意思が固まった段階で、関係機関による検討委員会を開催し、最終的に研修生としての受入が決定する。以上の努力もあり、2024年度までの新規研修生を確保することができている。

ただし、研修生に対する国の支援制度が頻繁に変更されるため、研修希望者への説明に苦慮している様である。折角再来年度の研修生を確保しても、制度の説明を途中で変更する必要が生じ、研修期間中の支援に対する心配を抱かせてしまうためである。近年は就農準備資金や経営開始資金の受給対象から漏れる、また予定していた金額を満額受給できないという事態も発生しており、C氏は制度の安定性に懸念を抱いている様であった。

研修生は1人当たり1haの農地を貸与され、年間10品目程度を輪作しながら生産する。研修生の主体性を尊重する方針がとられ、営農計画は研修生が自ら作成する。生産物は有機野菜であり、夏はキュウリ、ナス、ピーマン等の果菜類、秋はネギ、ホウレンソウ、大根等の根物・葉物、春はジャガイモ、レタス等である。研修開始時から全員がJAの有機栽培部会員になることを義務付けているとともに、有機JAS認証も取得する。

研修1年目の終わりになると、就農後の農地の確保を始める。近隣は離農者が多いため、農地の確保は容易である。就農後も有機農業を行うので、有機JAS認証を取得するためにその時点から堆肥投入をし、土づくりを始める必要があるためである。一方で、住宅の確保は難しいようである。

(2) 就農後の支援

新規就農者は研修終了後、一般的に1haの農地で経営を開始する。その後農地集積を進め、5年目で2haに到達することが目標である。有機野菜を多品目、輪作しながら生産するので、休閑地が必要となるためである。それ以上に規模拡大をし、農地5haを経営し、外国人技能実習生を2～3名導入している者もいるとのことであった³。新規就農者は就農後もほとんどが有機農産物をJAに出荷しているため、販路は安定的に確保されている。一部近隣の直売所やスーパーに出荷する者もいる。販路が確保されているため、新規就農者は安心して有機野菜の生産を続けることができる（和泉（2020）、p.50）。

5 おわりに

茨城県石岡市八郷地区では、行政とJAが協力して有機農業に焦点を当てた新規就農者育成に取り組み、産地の維持に貢献していた。1999年から52名が研修を受け、そこからJAの有機栽培部会へ人材が供給されていた。農業経営体数が過去10年間で4割近く減少する中で、八郷地区における取組が地域農業に与えるインパクトは大きい。また、有機野菜の販売拡大を通じてJAの販売事業に、新規就農者の家族形成を通じて地域の人口維持にもそれぞれ貢献していた。

八郷地区の取組がこれまで成功を取めてきた要因は、第1に有機農業による新規就農という明確なコンセプトを確立し、就農希望者を引き付けることができたことである。JAによる有機農業への支援は全国的に見て珍しいという指摘もあり（和泉（2020）、p.48）、本事例の先進性を示していると言えよう。第2に、JAと生協の産直を通じて有機野菜の安定的な販路を確保できたことである。就農希望者は生活が不安定な研修期間中に技術の習得や農地等の確保に専念することができ、また就農後も有機農業を安心して継続することができた。そして第3に、行政とJAが明確な役割分担によって、持続的な研修体制を構築できた。農政でも課題となっている、新規就農者の確保と有機農業の拡大を両立した事例として、八郷地区は今後もますます注目を集めることになるだろう。

参考文献

- ・和泉真理（2020）「JAによる有機野菜生産の推進—人材育成と販売戦略—」『野菜情報』223：46-54.
- ・柴山進（2021）「JAが有機栽培部会を作ったら新規就農者が続々と」農山漁村文化協会（編）『どう考える？「みどりの食料システム戦略」』（農文協ブックレット23）農山漁村文化協会：106-111.
- ・柴山進（2023）『地域総合産直と有機農業』.

3 ただし、AファームとBファームのどちらで研修をした者かは確認できなかった。

岐阜県高山市における 指導農業士による研修指導を 軸とする新規参入支援

- 肉用牛と野菜の大産地である高山市では2009年から新規参入支援対策が本格化した。短期研修による適性の見極めとマッチングを経て、指導農業士による2年間の研修指導と経営開始から5年間の集中指導を行う体制が築かれている。
- 国の対策に県と市の対策を加えて対象者と支援の内容を拡大している。新規参入だけではなく親元就農を重視している点、既存の生産者組織への加入を促している点などに大産地ならではの特徴が見られる。
- これまでの新規参入はトマト作を主としていたが、他の野菜品目や果樹、有機栽培に広がっている。独立創業に加えて第三者継承等が課題となる可能性もあり、新規参入が多様化する見通しだ。

1 農業の概況

岐阜県高山市は中部地方内陸部に位置し、寒暖の差が大きい気候である。2000年代に周辺町村を編入して市域が拡大した。

2020年農林業センサスによると総農家数は3,500戸余で、販売農家が56%を占める。認定農業者は547（うち法人が89）を数える。2千余の農業経営体が約3千haの経営耕地面積を耕作する、県内有数の農業地帯を形成している。

2022年の農畜産物生産販売額は240億円余である。主な品目である野菜と畜産はそれぞれ100億円を超え、米15億円、果実9億円を大きく引き離している。野菜はトマトとホウレンソウが2大品目で、いずれの販売額も40億円を超える。特にトマトの伸びが著しい。

ホウレンソウは個別経営での調整作業が求められ、播種機・収穫機・袋詰機等への初期費用が大きい。さらに労働力の雇用が必要なことから新規参入は少なく、親元就農が大半である。将来に向けて第三者継承等の可能性を探る必要があるという。

トマトについては新規参入が多い。近年、作付面積がやや減少したが、単収が向上したので出荷量は増加している。トマトの平均単収は10a当たり10tで、新規参入者もこの水準の達成が目標となる。岐阜県では収量増大と土壌病害対策を目指す夏秋トマト隔離型培地耕（3s栽培）を開発する等、技術的なバックアップもなされている。

果樹はリンゴとモモの両方を栽培するものが多い。近年、新規参入が見られる分野で、

ワイン用ブドウの栽培とワイナリーの開設という新タイプの参入例が現れた。積雪により作物栽培が困難な冬期にはスキー場でのアルバイトや除雪・土木関係に従事する農業者がいるが、「夏のトマト+冬のシイタケ」という組み合わせで菌床シイタケの生産も行われている。

2 就農支援の取り組み

(1) 就農支援体制

「移住就農」の支援からスタート

高山市の新規就農支援が本格化したのは2009年からである。空き家の増加や農業後継者の不在が懸念され、「移住就農」の支援に踏み出すことになった。市・農業委員会・市指導農業士会・JA・県・県農畜産公社が連携し、「就農移住支援ネットワーク会議」を設置して就農相談から研修、就農後のサポートまでの総合的支援を開始した。しかし親元就農を含む地元人材の就農支援を求める声が強まり、移住者だけではなく地元出身者も対象とするように軌道修正した。2012年に「就農支援協議会」に改組して現在に至る。

支援の内容は「就農相談」「技術習得支援・就農準備支援」「営農定着支援」の3つの分野に分かれる（表1）。新規参入と親元就農の双方をターゲットにしていること、指導農業士の役割を重視していること、生産者組織等への加入を誘導していること等の特徴がある。就農計画は5年後に160万円の農業所得の獲得を目標にしている。高い目標ではないが、主業的な農業経営の確立をめざす姿勢がうかがえる。

指導農業士の役割を重視した支援体制

実際に支援活動を担当するのは市・農業委員会・県公社・県農林事務所・JAの10名程度で構成する支援チームで、月1回、会議を開催している。政策的な課題については年2回開催される全体会議で検討している。これには各団体の幹部職員に市指導農業士会・市認定農業者連絡協議会が加わり、約20名が参加する。就農支援協議会の活動経費の半額は県の事業による補助を得ている。

農業経営に関わる指導は指導農業士があたり、不足する場合は指導農業士OBないし青年農業士が対応する。地域への溶け込みについても指導農業士が対応しており、トラブルの発生は無い状態だという。2023年度の高山市の指導農業士は16名で、作目はトマト8名、ハウレンソウ4名、肉用牛2名、果樹と酪農が各1名である。

営農指導は指導農業士によるものが基本で、役割分担が明確な体制が敷かれている。ただしJA部会・4Hクラブ・JA青年部等への生産者組織等への加入誘導が重視されていて、営農定着や地域への溶け込みという段になるとこれらの組織の役割が大きくなる。

認定新規就農者を対象とする研修があり、県と市が参加を促している。だが新規参入者

だけの組織をつくる考えはなく、既存組織への加入・同化を進める方針だ。親元就農者と新規就農者の全員を対象に県が激励会を開催する等、両者が交流する機会もつくられている。

(2) 新規就農支援

短期研修に対する支援

新規就農支援は新規参入者と親元就農者をターゲットにしているが、前者は農業経験がないことを想定しており、後者に比べて就農支援対策が手厚くなる。

まず就農希望者との接点をつくることから始まる。そのために就農フェアに積極的に出展し、高山市の農業の現場に触れるための就農ツアーを開催している。夏に現地を見学できるように、早い時期に就農フェアに出展するようにしている。2023年の就農ツアーは9月に1泊2日の日程で開催された。参加者は16名で、前年の11名よりも増えた。PR活動については新規就農者のインタビュー動画の活用を力を入れる予定だ。

高山市は長期研修前の短期研修を重視している。就農希望者に1週間程度の短期研修に参加してもらい、希望者が自らの適性を判断するとともに、長期研修でのミスマッチを防止するために受入予定の指導農業士等との顔合わせをする。2、3日でも必ず短期研修の機会をもつそうだ。協議会メンバーとの面談も数回行う。

短期研修に対する支援として、県の事業で県外在住者等の2泊から30泊までの研修費について1人1泊4千円を補助している。市の事業で、就農体験（1週間から1ヵ月）の受入農家に3万円を上限に補助している。

長期研修期間中の支援

新規参入希望者は短期研修を経て通常、2年間の長期研修を行う。就農の準備は長期研修の開始直後から始まる。4月から研修を開始すると、県と市の補助事業を利用してハウスを建設するために半年後の10月までに就農地を決定し、ハウス資材を申し込み、就農計画の作成に取りかかるというスケジュールが予定されている。

全般的には相対による農地賃貸借も少なくないが、新規参入者の農地確保は農地中間管理事業をつうじて行われる。10年の利用権設定が基本である。また、荒廃農地を再生させる取り組みとして、市は独自に8割補助による耕作放棄地再生事業を行っている。予算をオーバーするほど希望が多いが、新規参入についてもこの事業を用いることがあるそうだ。

研修2年目の秋に自力でハウスを建てる。その際には周囲が手伝うが、これを「結」と称している。ハウスを建てた後、資金の相談をしながら就農計画を固め、年度内に審査・認定というスケジュールである。

長期研修の期間は国の就農準備資金を利用する。国の事業要件に合わない場合等、県の事業で100万円を1回に限り受給できる。

指導農業士等の研修指導者に対しては月額5万円の指導者謝金を支給している。これも県の事業である。最長2年だが、1年のうち研修期間8ヵ月で40万円、2年間で80万円が支払われるのが通常だ。

表1 高山市の新規就農支援の内容

就農相談	技術習得支援 就農準備支援	営農定着支援
<ul style="list-style-type: none"> ●農家子弟に対する就農誘導 ・指導農業士会など、生産者組織による就農促進 ●新規参入志望者の就農相談対応 ・就農相談イベントでのブース出展 ・就農体験研修 ・就農体感ツアーの実施 ・県の就農支援センターとの連携 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●長期研修の実施 ・先進農家研修（指導農業士等） ・就農支援塾（地区農業再生協議会） ・早期経営安定研修会（//） ・農業簿記講座（県農業会議） ●就農準備への支援 ・青年等就農計画の作成支援 ・空きハウス・農地の斡旋 ・施設・機械導入のアドバイス ・補助事業・資金制度の情報提供 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●技術・経営改善の指導 ・経営開始5年間の集中指導 ●補助制度、資金制度を活用した施設、機械の導入支援 ・農業次世代人材投資事業 ・元気な農業産地構造改革支援事業 ・新規就農者規模拡大事業 ・ふるさと暮らし・移住促進事業（ブランド戦略課） ●生産者組織等への加入誘導（部会、4Hクラブ、JA青年部等） <p style="text-align: right;">など</p>

出所：高山市農務課資料から引用。

経営開始後の支援

経営開始後5年間は技術と経営についての集中指導を行う方針を掲げている。公的支援を活用しながら経営の安定化と初期投資を行うとともに、さまざまな生産者組織等への加入を促し経営の充実と地域定着をはかろうとしている。

農業経営の安定化と投資については、経営開始資金および経営発展支援事業という国の制度の利用が基本になる。国の事業要件に合わない場合等、県の事業で上限100万円を1回に限り交付する。

産地の構造改革に必要とする農業施設、機械等の導入経費を助成する県の事業があり、新規就農者の場合の補助率は2分の1である（通常は12分の5）。研修期間中は国の経営発展支援事業が使えないので、就農前のハウスの設置にはこの県の事業が用いられている。農地賃借料の相場は10a当たり1万円だが、市の事業を利用すると10a当たり8千円の規模拡大助成を最長3年受けることができる。2022年度からは農地中間管理事業に関わる県の事業により新たな園芸栽培を開始した農地の集積に関し賃借料の3分の1の補助（1経営体当たり10万円が上限）を受けることが可能になった。

なお、繰り返すように高山市の新規就農支援は親元就農も対象にしており、50歳未満の認定新規就農者である農業後継者に100万円を給付する市の事業がある。

移住支援

農業研修者用の住宅は用意されておらず、民間賃貸住宅に居住するが多い。新規参入者に限定した家賃補助制度もないが、地元外からの参入者は市の移住定住センターの事業を利用することができる

地元就職支援金・補助金として就職の場合に10万円の支援金、アパートの借り上げについて最大10万円（補助率2分の1）の補助が受けられるが、これらは従業員として就職した場合に限られる。また、商工会議所の「企業セミナー」修了後の起業について100万円までの補助が得られる。

移住後1年以内に空き家に住む場合に月額家賃の3分の1（上限1.5万円×3年）ないし取得・改修費の2分の1（上限100万円）の補助がなされ、新規就農者はこの事業を用いることができる。このほか移住者向けの子育て支援事業も用意されている。

（3）農業研修者と新規就農者の動向

2016～22年度の農業研修者と新規就農者の動向を表2に示した。農業研修者は2年目を含み、新しく加わる人数でない。また、新規就農者の多数は非移住者だが、親元就農者とともに地元出身の新規参入者を含んでいる。表示していないが、2023年度の農業研修者は5人（うち移住者1人）である。2024年は11人で、そのうち8人が新年度に加わる予定だ。

農業研修生、新規就農者ともに減少している。前述のように親元就農の減少に歯止めが掛からず、有効な対策も限られている。

これまで培ってきた飛騨高山ブランドを維持・継承しながら就農者の農業経営と生活を確立し、持続可能な地域となるよう、新規参入者の支援を強化し就農者の増加をはかっているが、次のような動きが見られる。夫婦ではなく単身での新規参入が多く、経営開始後の農作業が過重になる。また、これまで主流であった市の2大品目、トマト・ハウレンソウのほかにアスパラガス・果樹・ワイン用ブドウなどの作目選択をする場合があり、さらに有機農業や自然農法に関心をもつ人が増え、農業経営の方向が多様化している。雇用就農について人数を把握していないが、雇用就農を経て独立就農に向かうこともあるようだ。

表2 高山市における農業研修者数と新規就農者数の推移

単位：人

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
農業研修者数		12	10	8	7	8	4	3
うち移住者		3	3	2	2	3	2	1
新規就農者数		28	33	25	26	33	18	16
うち移住者		4	3	1	3	0	4	1
作目別 内訳	トマト	12	19	11	12	7	9	10
	ホウレンソウ	8	9	12	8	17	3	4
	その他	8	5	2	6	9	6	2

出所：高山市農務課作成資料および同課での聞き取りによる。

3 地元出身者の新規参入の事例

(1) 就農にいたる経過

新規参入者には移住者とともに地元出身者が含まれており、移住者に比べて有利な条件をもつ。ここで取り上げるA氏（36歳）も地元出身者で、トマト作への新規参入を果たし、今年度で3年目になる。早世した父が店舗を経営していた。現在は妻（35歳）、母（62歳）と子2人の5人家族である。妻は市内の企業の正社員で、母も非常勤の仕事をしている。

以前は高山市の商工会議所に勤務、簿記の知識をもち、企業支援に携わっていた。起業を促す立場に飽き足らず自らも起業の志をもつようになったものの、多くが失敗している現実を目の当たりにしていた。兄弟のなかで自分が地元に残り家と墓を守らなければならず、失敗できない立場にあるとも考えていた。

そのような折、参加してした地元の消防団のメンバーは会社員と農業者が半々で、農業による起業という選択肢があることに気づいた。地元のJAにどのような作目で新規参入の可能性があるのか相談したところ、JAと隣市が共同で運営するトマト作の研修施設で経験を積むことを勧められたが、就農地が隣市に限定されることから断念した。

ただし、起業者にとって農業には強力なバックアップがあると感じられた。顧客をつかまえるのは容易ではないが、農業ではJAが販売対応をしてくれる。準備資金と経営開始資金を合わせて数年間、給付金を受けられ、ハウスの半額補助の事業を使うことが可能、自然災害時には給付措置が講じられる。儲け方を教えてくれる、代金回収をめぐる心配がない等の点でも恵まれていて、失敗するリスクが低い。「新規参入後の廃業」についてJAに問い合わせたところ、高齢・体力低下による廃業はあるもののネガティブな理由による廃業例がないとのこと。「やってみよう」と考え、高山市の研修制度に応募した。

家族の反対は無かったようだ。給付金と妻の給与とあわせると、生活のために貯金を取り崩すまでには至らない。開業資金の必要についても家族の理解が得られた。

(2) 研修

新規参入に関してJAが想定する作物はハウレンソウかトマトだが、ハウレンソウは農地面積と初期投資が大きくパートの雇用も必要になるので、トマトが現実的だと判断した。

2019年4月から市内のトマト農園で研修を開始した。経営者のB氏は当時59歳で、過去何人もの研修生を受け入れた経験をもつ。2年間の研修期間中は準備資金を受給した。

研修の場は自宅から車で10分の場所にある雨除けハウスで、最初B氏に栽培の全体について教えてもらい、その後、B氏やパート労働者と一緒に仕事をして作業を覚えた。2年目は作業の段取りを身に付けようと思いB氏の動き方を観察してメモを取った。また良い樹の写真をとり、その姿を覚えた。

休日の設定は無く、A氏も休むつもりはなかった。始業時間は不定で、明日何時に来るようにと言われたら30分前に到着するようにしていた。5月初めから月末まで3回に分けて定植、6月末か7月初めから11月10日頃、選果場の稼働が終わるまで収穫が続く。

作業がない冬期は休みになる。12月から2月には週2回のペースで開催された新規就農者対象の講習会に参加した。講習会では栽培技術、農業経営、先輩農家の話を聞いた。トマト経営に関するネガティブな話を耳にすることもあったそうだ。またこの時期に自宅で熊本県のトマト作の資料をWEBで入手して読み込んだ。

(3) 農地の確保と経営開始

研修を終えた後、高齢により栽培を中止した農業者から農地とトマトの施設を引き継いだ。農地3.8反、ハウス2.7反、間口3間×奥行42~49mの雨除けハウス12棟を引き継いだ。場所は自宅と同じ町内である。3年目の現在も農地とハウスは変化していない。消防団の先輩でハウレンソウ農園の経営者から情報を得て、所有者に貸借の話を持ちかけたところ快諾してくれた。所有者は同じ町内の同じ班の人である。農地は農地中間管理事業を通じて借り入れた。反当1万円、計38千円の賃借料である。市の規模拡大助成（10a当たり8千円）を3年間受給した。

ハウスは十分に使える状態で、畑灌の配管がなされている。矢野式の灌水設備が使われていたが、ネオドリップ方式（ヨコシタ04）に変えた。ミツバチを使っているので紫外線カットのビニールは使用していない。肩換気で、遮光カーテン・二重被覆・ボイラーは無い。土耕栽培で土壌病害の心配があり、所有者からもその旨を伝えられていた。土壌消毒を毎年実施しているせいか、青枯れが少し出たものの病害の発生は抑えられている。栽培作物はトマトだけで、品種は「麗月」である。

家族労働力は、母が年2カ月、収穫作業、妻が3日間、定植作業に従事している。外部のパートやアルバイトは使わず、定植時に1日だけ知人に来てもらっている。

経営開始型の給付金を受けるのは3年目の今年が最後になる。4年目から120万円に減

額される予定だったが、所得制限により受給できなくなった。

開業時の投資は次のとおり。①軽トラック（中古）60万円：自己資金、②トラクター25馬力（中古）、マルチ管理機（中古）150万円：青年等就農資金、③ハウス2棟を新たに立て直し：県か市の補助事業を利用、補助残をJAの融資で対応し、5年で毎年13万円を償還する。

これらに加え、現在まで新車の軽トラックを購入し、ビニールの張替えを行った。

運転資金については、農協からの予約購入の農薬・肥料・苗・ビニールの代金を出来秋払いとし、7月からトマトの販売収入があるので、それに対応している。その他の運転資金数十万円は自己資金によって対応している。

（4）農業者の集まりや組織への参加

A氏は複数の農業者の集まりに加わり組織に参加している。まずB氏の指導を受けた農業者の一門のなかでの交流である。B氏を囲む会を催し、互いの農園の往来がある。特に親密にしているのが元研修生3人にB氏の後継者を加えた4人で、その他に3人のメンバーがいる。後継者以外の全員が異業種からの新規参入者である。栽培管理の方法は一門のなかでもそれぞれだが、理想とするトマトの樹の姿が共通している。

次に挙げられるのがJAの高山トマト部会で60数人のメンバーがいる。地区ごとに4グループに分かれて1グループは十数人になる。現地視察2日のほか年2、3回の会合をもっている。トマト栽培のスタイルが異なるのであまり深い話にはならない。

さらにトマト部会のなかにトマト青年部があり、メンバーは15人。A氏が会長をしている。37歳が上限だが、新規参入者は年齢を問わず3年間在籍可能である。冬に冬期研修会を行い、今年は大阪と京都の市場の視察に行くそうだ。

そのほかに同期の研修生とは毎年、忘年会・新年会を開催して交流を続けている。特にC氏はライバル関係の友人だという。C氏はトマトの高単収を追求しており、間口6mハウスで10a当たり2500～2700本を栽培している。それに対しA氏は間口3間ハウスで2,150本である。トマトの単収については次項でも説明する。

イノシシの獣害対策で電柵を設置するために地域の農業者の組合に加わった。これは稲作農家の組織で稲苗の共同発注等をしているが、電柵の設置もこの組織で取り組んでいる。だが面積の基準に満たずに電柵の補助金を使えず、自前で設置した。組合には引き続き参加していて副組合長を引き受けているそうだ。

このようにしてさまざまな農業者の集まりや組織への参加が増えている。

（5）当面の方向性

指導を受けたB氏と同じくA氏は定植を3回に分け、1本仕立ての13段・12段・11段で

栽培している。10 a 当たり14 t を安定的に収穫することを目標とする。一門のなかでは14tは最も野心的ではない水準だという。とはいえ、去年は高山市の最高水準である18 t を目指し、18.4 t の実績をあげた。高山トマト部会で3位、間口3間ハウスでは1位だった。

周囲では独立ポットの使用、養液栽培、加温による3月定植、12月末までの収穫により20~30tの単収が追求されているが、A氏は新たな施設投資に向かうのではなく、生産の効率化を目指している。間口3間ハウス・無加温の土耕栽培で10 a 当たり20 t にどこまで近づけるか、やってみたいそうだ。経営にとっては単収よりも総出荷量が重要だと理解している。しかし農地拡大の余地は乏しく、拡大しても飛び地になりがちだ。B氏からも投資をミニマムに抑え、投資をする場合も自己資金で行うように言われているので、無理な規模拡大はしない方針だ。そして現状の農地・施設を前提にするとやはり単収の向上が目標になる。

去年の総出荷量は37 t 弱で、期待していた売上額を上回り、サラリーマン時代よりも高い所得を得るという就農時の目標も達成した。収入保険に加入し、トマトが一作獲れなくても1年間は収入を確保できる条件を整えた。今年はスキー場でのアルバイトをやめ、冬期は農業者の集まりに積極的に出席している。さまざまな役が当たっていることもあり、冬期間の過ごし方を変えた。体力低下をカバーするためにジムにも通いはじめた。

こうして当面、現状の農地と施設で経営の充実をはかる方針だが、A氏は長期的な経営戦略を練っている様子だ。経営開始当初は生産への対応で精一杯で、販売活動についてはJAの力を利用するのが合理的だ。しかし、いち早く法人化をして農作業を従業員にまかせ、販路開拓に専念している人もいる。このような仲間とともにトマトの販売対応や6次産業化等、次のステップに向けてどのような取り組みをすべきかを話し合っているそうだ。

4 親元就農の事例

(1) 就農までの経過

別タイプの新規就農の事例を紹介する。D氏(22歳)は地元のトマト栽培農家の後継者で、親元就農のケースである。同居家族は父(55歳)、母(42歳)、祖母(85歳)、妹(8歳)の5人である。

中学時代に農業に関心をもつようになり、高校は園芸専門の学科に進学した。就農の意思を固めたのは高校3年の時だが、背後にはプロジェクト研究で農業の奥深さや手ごたえを感じていたことがある。研究課題は「夏秋トマトUターンプラス連続摘芯栽培」で、先輩が立ち上げた課題を引き継いだ。標高が高山市より低い隣市の指導農業士が考案した栽培法で、長期栽培に適し、樹勢が落ちないという特徴をもつ。これを高山市に導入すると①9月から10月にかけてのトマトが高値の時期に収穫量が増え、②モモタロウは生理傷害

で裂果が生じやすいがそれを防止できるメリットがある。隣市の指導農業士や地元の農業普及センターの指導も受けながら取り組んだ。

高校卒業後は県の農業大学校に進学した。大学校は標高がさらに低い場所にあったので、夏秋トマトのUターン栽培だけに簡略化したプロジェクト研究に取り組んだ。農業大学校は全寮制で1学年30人、所属した野菜コースの5人全員が高山市の出身だった。卒業生の3分の1は親元就農、3分の2は企業に就職する。親元就農の場合は他の農場で経験を積む場合があるが、D氏は2022年に農業大学校を卒業した後に実家で就農した。

(2) 農業経営の現状

実家の農業経営は夏秋トマト60a、メロン（春秋系アールス）4a、冬期にラディッシュ8aを栽培している。稲作は自家飯米用の5、6a程度に縮小している。ハウスは間口6m×奥行30～70mの30棟で、耐雪ハウス4棟と雨除けハウス26棟という内訳である。ラディッシュは耐雪ハウス4棟を利用し、無加温、ハウス内でトンネル栽培をしている。

家族労働力は父とD氏の2人が農業専従者、母と祖母が補助労働力で、母はトマトの芽掻きと収穫で年間60日、祖母は30日程度農作業に従事している。

父が経営者、D氏は専従者で、生活費を負担せず月額数万円の給与が支給されている。メロンについてはすべてをD氏が担当している。種苗メーカーの研究圃場（愛知県）に足を運び、知識や技術を学んでいる。株数は800本で、管理作業がたいへんである。収穫の半分はJAに出荷、残り半分は個人販売で、電話注文を受け自力で箱詰めして送っている。注文に応えきれず、多数の注文を断っている状況だという。

トマトの定植を5月7日頃から始め、7月初めから11月10日頃まで収穫する。2本仕立てで13段の栽培、収量目標は10a当たり15～16tだが、現状は10t余だ。農業大学校入学時の7tから上昇したが、まだ低い。当面12～13tを目指して単収向上をはかる。モモタロウからレイゲツに品種の切り替えしたばかりという事情もあるが、最大の課題は労働の軽減である。一人15aが上限とされているので父とD氏の2人で60aの栽培面積は過大だ。とくにメロンの管理作業と重なる時期にトマトに手が回らなくなる。

以前は姉がいて、結婚して他出、入れ替わるようにD氏が就農した。その際に苗の育成用として本作では使用していなかったハウス2棟分、トマトの栽培面積を拡大した。D氏は、父の世代は面積を重視する傾向があり、それを反映した行動と見ている。

労働力不足に対応するには法人化して従業員を雇用する方向を考える必要がある。しかし、作業の指示を与えるにも15～16tの収量をとる技術の確立が必要で、現在はそれが課題である。当面は面積を維持して単収向上を追求する方針で、父も同じ考えだ。現在は繁忙期に近くに住む高校生アルバイト1人を夏休み期間の1カ月雇っているが、将来は通年の従業員として外国人を雇用するつもりだ。

(3) 生産者組織等への参加

現在はさまざまな生産者団体に参加している。まずJAとは別の野菜出荷組合の青年部で参加者の年齢は40、50歳までで15人のメンバーがいる。20～30歳の世代が集まる4Hクラブにも参加しており、果樹生産者を含めてメンバーは10人である。また経営者を含む全世代が参加するメロン研究会には13人が参加している。農業大学校や高校時代に数人の指導農業士から指導を受けたが、この人達を囲む会合が時々開催される。同年代で農業に従事している人の集まりになっている。

(4) 後継者への支援と今度の取り組み

D氏は農業大学校時代に1年だけ国の準備資金（150万円）を受給した。卒業後の研修等も考えていたので入学した年の申請を見送ったという。就農後に市から農業後継者対象の100万円が支給されたので、合計250万円の資金をもつ。

準備資金を受けたことから就農後5年以内（2027年まで）の経営移譲が義務づけられた。数年後に経営者になるが、今後の農業経営について次のような方向を考えている。

第1に、当面する課題としてメロンの管理作業軽減に向けて自動巻き上げシステムの導入とスマート農業への切り替えをはかる。手持資金250万円をそれに投じる予定である。

第2に、やや先の課題として周年雇用体制を確立するために作物構成を変える必要がある。イチゴが有望で、ハウスの増棟と養液栽培システムの導入が必要になる。

島根県津和野町における 周圏に先駆けた新規就農支援

- 島根県でいち早く2012年から新規就農支援をスタートさせた。国を上回る水準の就農準備資金を支給するとともに、国の経営開始資金の要件から外れるケースについても資金を支給している。
- 研修期間を2年間とし、複数の研修先を経験して準備することを勧めている。新規参入者の交流・学習の場である「つわの百姓塾」を年4回、10年にわたり継続的に開催している。
- 特産品の山菜・榊・わさびに加え、野菜に取り組む新規参入者が多いが、その主流は少量多品目生産と直売所での販売だ。こうした個別性の強い野菜作経営を確立するための道筋をつけることが新規参入の成功に向けた課題になっている。

1 小規模農業経営と集落営農法人による中山間地域農業

(1) 高齢化がすすむ中山間地域農業

島根県西部の内陸に位置する津和野町は2000年代に旧津和野町と旧日原町が合併して発足した。町の農業の概況を示すと、耕地面積は700ha余りで、田が8割以上を占める。中山間地域ゆえに農地の集積が難しい環境である。2020年農林業センサスによると総農家数は600戸をやや下回り、自給的農家と販売農家はほぼ同数だ。農業経営体数は300余りで、法人経営体が18を数えるが、その多くは集落営農法人である。個人経営体のうち主業経営体が40、認定農業者数は法人を含めて45である。農地を集積する個別経営も存在するが、少数にとどまる。このように町の農業の主要部分は多数の小規模農業経営と集落営農法人によって構成されている。

大半の農家が稲作を営み、繁殖牛の飼育や野菜・果樹・花卉の栽培が行われている。農業を専門的に営む農家は施設園芸を行うものが多い。しかし、少量多品目生産がめいめいに行われているため、産地としての取り組みが弱い。JAを介した市場出荷も行われているが、主流をなすのは個別の直売である。旧津和野町と旧日原町にそれぞれ道の駅があり、直売所が設置されている。これに加えて町内外のスーパーの直売コーナーに生産物が持ち込まれる。

合併前の2町について触れると、旧津和野町が経営耕地面積の73%、農業経営体数の

59%と、大きな部分を占める（2020年農林業センサス）。もう一方の旧日原町ではワサビ・山菜・榊の生産が盛んで、これら特産品を加えた複合経営が営まれている。山菜の主な品目はウルイ・タラノメ・コゴミで、冬期間の作業が多く、榊は周年出荷が可能である。いずれも生産組合が存在し、JAをつうじた共販等、産地の組織活動がなされている。

町の2021年農業産出額は8億円で、主要品目は米3.3億円、野菜2.4億円、肉用牛9千万円である。2020年農林業センサスがしめす農業経営体（法人経営体を含む）の農産物販売規模を見ると、50万円未満が57%、100万円未満が74%と多数を占め、1千万円以上は11経営体にとどまる。

農業経営体の経営主のうち65歳以上の割合は70%で、県平均の69%、都府県平均65%よりも高い。また農業経営体で60日以上農業に従事した者（世帯員、役員・構成員）のうち65歳以上の割合も74%と、県平均の72%、都府県平均の65%を上回り、高齢化が進行している。

農家子弟の他出や農業に従事しない傾向が強まり、高齢により自営できなくなると集落営農法人等に田の管理を委ねる場合が多い。耕作放棄地となることもあるようだ。

（2）先駆的な集落営農法人化

高齢化が進んでいるものの自治会の解散に至る例はごく少数で、集落の共同作業も維持されている。農村社会は健在で、集落営農法人が14設立されている。設立年を見ると、最初の設立は全国でも最も早い時期にあたる1987年までさかのぼる。その後、1993年、1996年、2000年（2法人）、2001年、2002年に後続の法人が設立され、2004年の米生産改革の前に7法人が立ち上がった。その後は2005年と2009年に各2法人、2015年、2019年、2023年であり、近年まで法人の設立が続いている。

2019年までに設立された13法人の経営耕地面積の合計は173.7ha、作業受託面積は37.4haで（2023年5月時点）、合計すると津和野町の田面積の3分の1余りをカバーしている。ただし、各法人の経営耕地面積は5.2～28.6ha、作業受託面積は0～17.8haで、両方を合わせても5.7～30.1haの範囲にとどまる。作物栽培についても、一部でキャベツの栽培が行われているが、稲作だけの法人が多い。従業員を雇用する法人はなく、構成員の出役で作業を行い、従事分量配当で報酬を支払っている。このように、集落営農法人化が先駆的に進んだものの農地と農業生産の維持を目的にしており、積極的な事業拡大に踏みだす動きは見られない。

これらの集落営農法人を補完する連合組織としてわくわくつわの協同組合（事業協同組合）が2010年に設立されている。きっかけになったのは無人ヘリコプターの導入で、現在は防除作業とWCSの収穫作業を行っている。ケールの栽培にも取り組んだものの現在は中止している。通年雇用が可能な事業内容ではないので、同組合も従業員を雇用していない。

このように津和野町では集落営農法人や連合組織がいち早く設立されたが、雇用就農が可能になる状況ではない。だが農業者の高齢化がすすむなかで外部人材の確保が緊要の課題になっており、それに向けた対応として津和野町特定事業づくり事業協同組合が2022年に設立された。人口急減地域において財政的支援を受けつつ事業協同組合が組合員に人材を派遣するもので、単独の事業体では困難な周年雇用を複数の事業体への派遣によって実現する「マルチワーカーに係る労働者派遣事業」である。

この組合は農業12（水稻、露地・施設野菜、果樹、山菜、花卉、茶）、林業1（スギ苗採穂作業）、酒類製造業3、食品加工製造業2（餅加工、食品加工）の計18の組合員をかかえ、4人を雇用している。そのうち3人はIターン者（地域おこし協力隊OB、新規就農者、半農半X移住者）で、残り1人は地元出身のJA退職者である。この事業を利用して農業関連の雇用を拡大することが期待されている。

2 津和野町における就農支援

（1）就農前の体験と研修

津和野町が新規就農支援を本格化したのは2012年からである。青年就農給付金の制度が始まり、国が就農支援対策を強化した年と重なる。県内の市町村の先駆けとなった。役場・JA・農業改良普及組織とともに農業担い手支援センターを設立し、毎月、関係機関の担当者でスタッフ会議を開催し、情報を共有している。町役場は担当の職員を2人配置している。

就農タイプとしては自営就農・雇用就農・半農半Xの3つが想定されている。「就農プランフロー」によると農業経営を開始する前に①農業体験プログラム、②3カ月から12カ月の研修、③最大12カ月の研修3つの段階を経ることとしている。つまり最低1週間の農業体験（①）により適性を見極め、津和野町への移住の決意を固める。そのうえで地元のベテラン農業者のもとで1年（②）か2年（②と③）の研修を行う。新規参入希望者に品目の特徴を伝え、希望を聞いたうえで研修先を紹介している。研修指導者となる農業者は約10名いる。

研修期間中は県と町の対策を重ねた経済的支援が行われる。研修の1年目と2年目に月15万円が支給される。2年間同額だが内訳が異なる。1年目（②）は15万円のうち（公財）ふるさと島根定住財団が12万円を支給、残り3万円が町からの支援である。2年目（③）は町が全額支給する。

また島根県の就農支援メニューのなかに半農半X実践者（U・Iターン者）が行う農業研修に対する助成があり、月12万円が最長1年間支給される。これを用いると3年間、研修に対する支援を受けることが可能である。早期の経営開始を望むことから実際には3年

間研修する人はいないそうだ。町は、なるべく研修期間を長くして複数の研修先を経験することを勧めている。2年の研修が多いが、1年の研修で経営開始に踏み切る者も3割程度いる。

なお、国の就農準備資金を受給するには研修先を県立農林大学校（大田市）にする必要があるが、津和野町から遠距離のため毎日通うことができない。国の資金には返還が生じる場合があるという重みも加わり、県と町の資金による研修支援が行われているようだ。

町は「お試し暮らし住宅」を用意しており、農業体験等に際して1日1千円で利用することができる。長期の研修者は民間・公営の賃貸住宅を借りることになるが、それに対し家賃の半額助成（月額2万円が上限）が行われている。

新規参入者の農業は研修先の農業を踏襲するケースが多く、研修の意味は大きい。研修指導者は農地や住宅の確保、農業機械の調達等、経営開始に向けたサポートを行い、生活の面を含めて地域の間関係の基礎をつくるうえで重要な役割を果たしている。おのずから指導者と研修生の師弟関係は強いものとなる。指導者の報酬については研修1年目に県の財団から指導者に月額3万円が支払われている。

（2）経営開始後の支援

研修を終えて農業経営をスタートする段階では国の経営開始資金（年額150万円を最長3年間）の利用が基本である。これには就農時49歳以下という年齢制限があるので、50歳以上65歳未満の場合は県の事業（年額72万円を最長2年間）を用いる。また半農半X実践者に対して、上記の農業研修に加え、農業経営の開始についても県の支援事業があり、月額12万円（夫婦共同経営の場合は18万円）を1年間受給することができる。認定新規就農者から外れるケースが対象となる。

初期投資に対する支援として、国が経営発展支援事業を開始するまでは、町が新規参入者に対し300万円を助成する措置を講じていた。現在も、国の支援から外れる半農半X実践者を対象に、施設整備等費用の3分の1以内で上限100万円とする県のハード事業が行われている。

このように、就農準備資金・経営開始資金・経営発展支援事業という国の支援対策について、対象者を広げ、金額を上乗せする方向で支援を強化している。

生活面では町の移住支援を利用することができる。住宅については公営住宅の利用等、複数のメニューがあるが、田舎暮らしを望み、空き家を探す人が多いらしい。その場合は空き家改修費の半額助成（上限50万円）を受けることができる。また、保育料の軽減措置や中学卒業までの医療費が無料になる子育て支援が行われている。東京23区からの移住者に対しては世帯100万円、単身60万円の移住支援金を支給する事業がある。

(3) 交流会の継続的開催

津和野町の新規参入支援の特徴は、公的な経済的支援を県内でいち早く実施してきたことに加え、新規参入者のインフォーマルな交流の場がつけられ、それが継続している点にもある。勉強会・交流会を目的とする「つわの百姓塾」がそれで、就農支援対策が開始された翌年の2013年から年4回のペースで開かれ、これまで40回の開催実績をもつ。新規参入者はほぼ全員が参加し、役場・JA・農政局の担当者も加わり、毎回30人以上が参加している。

つわの百姓塾の創設者は研修指導を行うベテラン農業者4人で、この4人が塾長を務める。現在は役場が事務局を担当しているが、自主的な団体という性格は変わっていない。

(4) 新規農業参入の実績

支援対策が始まった2012年以降の農業研修生と新規就農者の人数の動きを表に示した。これらは支援事業の利用者の人数である。農業研修生は各年の人数で、2年間の研修を受ける者は両年にまたがってカウントされている。また、ずっと地元において就農し、支援事業を利用していないケースは含まれていない。

Uターンの人数は少なく、Iターンが農業研修生、新規就農者の多数を占めている。ただし2014年から数年がピークで、以後は減少、横ばいの傾向だ。新規就農者の全てが定着したわけではなく、3組、5人（夫婦2組、単身1組）が離農している。理由は「病気」「作業がたいへん」「低収入」が各1組である。

Iターン者は新農業人フェア等のイベントで最初のコンタクトをもつことが多い。フェアの来場者には農業に対する正確な認識をもたない人もいるが、このような人は研修・就農には至らず、誤った認識をもったまま研修に入るといった問題はない。ただし新規参入者の多くが単身者であり、経営を開始すると農作業が過重になりがちで、その軽減が課題になる。

表 津和野町における農業研修生と新規就農者の動向
単位：人

	農業研修生		新規就農者数	
	合計	うちUターン	合計	うちUターン
2012年	2	1	-	-
2013年	2	0	2	2
2014年	10	2	3	2
2015年	11	1	6	2
2016年	6	1	5	1
2017年	4	0	6	1
2018年	5	0	5	0
2019年	1	0	2	0
2020年	2	0	3	0
2021年	5	1	0	0
2022年	5	1	2	0

出所：役場資料による。

(5) 新規参入の営農モデル

津和野町における新規就農者向けの営農モデル例（就農5年後）として示されているのが〔1〕ワサビ78a、〔2〕野菜19a+露地野菜29aである。〔1〕は労働力が本人だけ、年間1,840時間の労働で粗収益545万円、農業所得260万円、〔2〕は労働力が本人と補助1人、年間2,706時間の労働で粗収益664万円、農業所得272万円である。

別の資料にはワサビ36aとミニトマト10aの複合経営モデルが示されている。労働力と労働時間は記されておらず、粗収益1千万円、農業所得334万円である。この「ワサビ+ミニトマト」のほかにも「ワサビ+山菜」「山菜+榊」のモデルが示されている。

ここに登場するワサビ・山菜・榊は旧日原町の特産品で、生産組合が設立されJA共販を行うという組織活動が展開している。これが新規参入を支える条件になり、特産品の有利性が新規参入の営農モデルの示し方にも現れている。榊の生産組合は新規参入のサポートを掲げている。空き家の住宅を含めて居抜きで経営を引き継いだ例があり、第三者継承が進展する可能性がある。

これに対し、町の農業のなかで大きな部分を占める旧津和野町での新規農業参入は上記〔2〕の施設・露地野菜のモデルに沿うものになる。独力で少量多品目生産が行われているが、有機農業も加わって野菜生産の内実はまちまちで、産地形成に向かう動きは見られない。生産物の販売は直売が主流だが、安値販売に陥りやすく価格が抑えられる傾向がある。

こうした環境のもとで、新規参入者は農地等の経営資源を確保して新たな農業経営を立ち上げることになる。すでに経営を確立している認定農業者等は経営者が若いか後継者を確保しており、研修指導者にはなっても経営を移譲する側にはならない。新規参入者は一から経営資源を集積しなければならず、農業経営の確立が個人の資質と努力に委ねられる部分が多い。

もちろん外部のサポートはある。新規参入者の技術指導については農業改良普及組織が熱心に取り組んでいる。県が圃場整備後の園芸品目（キャベツ・タマネギ・ミニトマト・アスパラガス・白ネギ・ブロッコリーの6品目）の栽培を推進していることも普及組織の指導を後押ししている。また経営開始後も研修指導者による指導が引き続き行われるのが通常だ。このようなサポートを受けながら農業経営を確立し、認定農業者になった新規参入者も数人現れている。しかし、少量多品目野菜経営の確立という課題に対し、実現可能な営農モデルが存在し、それに向けてサポートが行われるわけではない。

就農支援対策がスタートした10年前は研修制度・資金提供・百姓塾といった点で津和野町は県内の先進を走っていた。「品目の限定なし」も自由度の高さをアピールする要素になった。「清流日本一」と言われる高津川をはじめとする自然環境も町の魅力を高めた。しかし周囲の自治体が支援体制を強化するにつれて津和野町の取り組みは際立った存在ではなくなっていく。それが農業研修者と新規参入者の減少につながり、町役場はこれまで

の新農業人フェアでの呼び込みだけではない新たな人材確保の方法を探る必要があるとしている。だがそれにも増して重要な課題が町農業の主流をなす少量多品目野菜経営の確立であり、新規参入者に向けてその道筋をいかに示すかが問われている。

3 新規農業参入の事例

(1) 就農までの経過

ここで取り上げるA氏は50歳で、妻（46歳）と子（8歳）との3人家族である。旧津和野町において野菜と果樹の少量多品目経営を営み、現在8年目になる。認定新規就農者（5年）の後に認定農業者となった。新規参入者の農業経営確立のモデルとなりうる存在である。

A氏は東京都でペットショップを経営する会社に10年勤務した。妻は同僚である。都会で消費するだけではなく生産活動に携わりたいという思いがあり、そこから農業に関心を向けていた。会社はさまざまな動物を扱うオールペットショップで、A氏は熱帯魚等の観賞魚に関心があったが、次第に犬・猫重点にシフトする会社の方針と自身のやりたいことのズレが広がっていた。このことも就農を考える動機になった。

都心で開催された新農業人フェアに妻とふたりで行き、高齢化や耕作放棄地が広がるなかでも農業参入は簡単ではないことを知った。このフェアで津和野町の関係者とコンタクトをもち、「うちでは蓄えが無くても大丈夫」という話を聞いた。

その後、島根県を一度ならず訪問し、津和野町にも県の就農相談バスツアーに参加した際に足を運んだ。ツアーの1日目は農林業大学校、2日目は津和野町に行き5人ほどの研修生と話をした。そのひとは「ワサビを栽培するために津和野町に来た、島根県のワサビはすごい」と語った。それでワサビの栽培にも関心をもったが、後にワサビ田の造成が簡単ではないことを知った。また、「田舎に来たら生活費はかからない」ということも耳にした。

移住や就農について多くの情報を集め熟慮を重ねることはなかった。そのせいか当地に来て大きなギャップを感じることはなかったという。熱量が高かったのは妻よりもA氏の方である。実家の反対もなかったそうだ。

(2) 2年間の研修

2014年3月初めから研修を開始した。B集落の戸建ての空き家を住宅として確保したが、最初は前の住人の荷物があり、しばらく町の交流施設に滞在して3月末に転居した。

最初の研修先は住居から車で10～15分のメロン直売農家で、ここで1年を過ごした。研修先と同じ作目を作ると直売所で競合すると案じていたところ、県の農業普及部の担当職員から果樹を勧められた。そこで翌年は住居のあるB集落のリンゴ農園の経営者C氏のも

とで1年間研修した。途中11月の1月は別の農園でサトイモやウルの収穫作業にも従事した。

(3) 経営開始から現在まで

栽培作物の概要

2年の研修を経て2016年に経営を開始した。8年間、果樹と野菜の生産を行っているが、内容は変化している。

果樹はスモモ20本を新植し、それと別にスモモ園を借り入れ、切り戻して30本を再生させた。再生園ながら3年目にわりと収穫できたが、猿の害がひどく、縮伐した。現在もスモモは少し残っているが、代わりに山椒40本を新植した。その後、農地を拡大してカリン25本を新植した。



写真1 農園のハウスと作業場兼倉庫 (右)

施設野菜は間口7.2m×奥行35mの雨除けハウス2棟を用い当初はリーフレタス・トマト・ルッコラ・スティックブロッコリー（春作）を栽培した。露地野菜は20aの農地でカボチャ・サツマイモ・トマト・エダマメ・スティックブロッコリー（秋作）・ナスの栽培からスタートした。現在もスティックブロッコリー（春作・秋作）の栽培は続けているが、それ以外の品目は中止した。代わって施設野菜ではマクワウリ・シュンギク、露地野菜では赤シソ・ミニハクサイ・食用キク・サトイモ・チョロギ・白菜トウナ・ジャバラの栽培を始めた。現在の主力はスティックブロッコリー（春作・秋作）・マクワウリ・シュンギク・赤シソ・ミニハクサイ・白菜トウナで、野菜作中心の農業経営を行っている。

当初の農地確保

当初、借り入れた農地は4カ所に分かれ、合計約60aである。①②④はB集落（住居と2年目の研修農園の所在地）、③は別の集落である。いずれも賃借料の支払いはない。①の所有者は定かではないが2年目の研修指導者C氏が管理している農地を提供してもらった。②～④についてはC氏の紹介によって借り入れた。

- ①畑10a、スモモ園（新植20本）、利用権を設定せず。
- ②田10a、ハウス2棟を建設して施設野菜を栽培、5年の利用権を設定。
- ③畑約20a、電柵で囲っている古いスモモ園を再生、後に縮伐して山椒（40本）を新植、農地中間管理事業により5年の利用権を設定。
- ④田10a×2枚、露地野菜を栽培、5年の利用権を設定。

農地の拡大

現在までに田40aを拡大し、現在は合計100aの農地を耕作している。⑥は③の隣接地、⑦は⑥の隣接地で、ともにB集落に所在する。⑤はB集落の外に所在する農地である。⑤と⑥の借地については他と同様に賃借料の支払いがない。⑦については購入した。

経営開始時に確保した①～④の借地はいずれも研修指導者のC氏が関わったが、⑤～⑦の農地についてC氏は関与していない。⑤は町役場の担当者から話があった。⑥はB集落の住民にA氏が申し入れて住民の実家が所有する農地を借り入れたが、利用権設定の手続きが完了していない。⑦は⑥の隣接地で神奈川県に転居した元住民が所有する荒廃水田だった。所有者が来町した際に役場の紹介により面会した。無償譲渡の申し出もあったが、少額で購入した。

- ⑤田20a、露地野菜を栽培、2年の利用権を設定。
- ⑥田10a、露地野菜を栽培、利用権設定の手続きが未了。
- ⑦田10a、カリンを新植、購入。

経営開始時はC氏の尽力によって農地を確保したが、その後はC氏を頼ることなく農地を拡大している。地域に定着した農業者であるとの信頼を得られれば、自力で農地を確保できるようになるのに多くの時間を要しないようだ。

ただしA氏は「これで手一杯」だと言う。これまでも数度、農地提供の申し出があったが、これ以上上げると人を雇わなければならず、そのためには生産を数倍に拡大する必要がある。条件の良い土地があれば検討するが、当面は現状維持の姿勢である。

稲を栽培してほしいという地域の要望があることをA氏は理解している。だが稲作は収益が低く、子供が独立するまでは無理との判断である。稲作に取り組むことでの地域貢献は先の課題だと考えている。

経済的支援

携行資金はほぼゼロだった。研修1年目は県の財団12万円と町3万円の合計15万円、それに家賃3万円の半額補助（1.5万円）があり、計16.5万円が毎月支給された。研修2年目はA氏に対する町からの15万円に加え、妻が1年遅れて研修生として扱われたので15万円が加わり、家賃の半額助成も継続した。経営を開始した3年目から青年就農給付金を夫婦で1.5人分、225万円を5年間受給し、その後は経済的支援がなくなった。

農業経営への投資と補助金の利用

ビニールハウスの設置には暗渠敷設を含めて350万円を要したが、全額を補助金で賄うことができた。県が3分の2を補助、残り3分の1を町からの初期投資に対する補助金でまかなった。町の補助金は総額300万円で、ほかに歩行型ハンマーナイフ（草刈機）

50万円の購入資金と作業場兼倉庫の建設資金160万円に充てた。ハンマーナイフ購入費の3分の1は県の補助金を利用、町の補助金から20万円を支出し、残額はJAからの融資で対応した。

旧日原町では特産品の生産のマニュアル化できているので、1年目からの投資が可能である。旧津和野町ではそのようにはいかないが、給付金によってある程度の投資が可能になったという。経営をスタートした1年目の売り上げは50万円、2年目が80万円だったが、5年間は青年就農給付金があり、収益が出なくても生活できるという考え方で臨み、スモモの新植等の投資をした。

機械については軽トラック100万円を新車で購入し、18馬力のトラクターをリース、畦立機をJAからレンタルで調達した。1年目の研修先であるメロン農園からの紹介で中古トラクターを20万円で購入したが、それにミニ耕運機（管理機）が付随していた。動力噴霧器は再生したスモモ園の所有者から提供され、保冷库も別の農業者から譲渡された。

さらに青年等就農資金を数十万円借り入れ、運転資金に充てたそうだ。

移住支援による住宅確保と集落との関わり

津和野町はDBO（Design Build Operate）方式で町内の複数の地区に移住者向け戸建て賃貸住宅（つわの暮らし推進住宅）を建設している。A氏はD集落の団地3棟のひとつに約3年前に転居した。家賃月額3万円、25年間で無償譲渡、3LDK、外壁の色等を入居者が選ぶことが可能で、敷地も広く5年後には車庫などの建設が可能という好条件である。

B地区を離れた現在はB集落とD集落の両方に関わっている。B集落は農業者の付き合いだけだが、共同作業には出ている。D集落は地域の集まりが年数回と比較的少ないので、2つの集落への関わりをもつことが大きな負担にはなっていない。



写真2 A氏の住宅がある移住者向け団地

生産品目の選択と生産物の販売

旧津和野町では市場出荷をしている農業者が少ない。主な市場出荷品目は栗で、以前はかなり金額を販売していたが、現在は減少した。

A氏も生産物の市場出荷はせず、直売所で販売している。JAの集荷場が旧津和野町と旧日原町にあり、それぞれの取扱品目が異なる。集荷場経由の市場出荷は経験がないので利用していない。利用しているのは町内の道の駅の直売所2カ所、Aコープ2店舗、その他の民間スーパー6店舗の計10カ所で、津和野町と隣市にまたがる。販売手数料は

12～20%である。

直売所までの運搬が課題になるが、8%の手数料で運送業者に依頼している。これは地域おこし協力隊のOBが営む事業で、以前は妻が半日掛かりで運搬していた。業者への依頼によって2人がフルに農作業に専念できるようになった。直売所への出荷は週3回で、1回につき2日で販売を終える（サトイモは1週間）。

直売は自分で売値をつけられるが、安値販売に向かう農業者がいて相場の足を引っ張るとい難がある。そこで他の農業者と競合しない品目を選んで栽培し、プライスリーダーになることを目指している。サトイモ以外の大半の作物がそのような状況になっている。

パート等を雇うと面倒なので、シルバー人材を含めて採用していない。倉庫が片付かず、収穫作業に追われて管理作業や後片付けの時間が確保できない状態になるが、100点ではなく、80点を目指すことにしている。

栽培技術は主にインターネットからの情報による。また自分が栽培する品目の技術を他の品目に応用することもしている。JAには菊部会・メロン部会・栗部会・茶業部会・農業青年クラブ・野菜部会等があるものの、新規参入者の農業経営をリードする強力な組織活動は行われていない。それぞれが少量多品目生産に取り組み、品目もまちまちである。有機栽培や自然農業を目指す人もいて方向性が揃わない。

新規参入者が集まるつわの百姓塾でも農業生産に関わる話題は出ない。楽しい話をしてストレスを発散できる点で重要な集まりだという。

(4) 今後の課題

A氏が挙げる課題はまず栽培スケジュール（栽培暦）の完成である。思い悩まずに効率よく作業を進めることができる点で重要だという。

施設に関してはハウスを1、2棟増やしたいが、投資の回収を考えて躊躇している状態だ。子供の成長にともなって妻の手が空くと作業面での余裕ができる。そうなると、ハウス増棟にともなう労働力対応が可能になる。経理を担当する妻は貯蓄をして経済的にも余裕をもちたいそうだ。そのためには、ハウス増棟に要する投資の回収にとどまらず、確実に農業所得の増加につながる見通しを得ることが重要になる。

これらは野菜・果樹の少量多品目生産を行う農業経営の発展に向けた課題だが、前述したように、そのモデルは存在せず、それぞれの個別的な経営努力に委ねられているのが実状である。JAの部会活動は活発ではなく、品目別の部会が取り組む課題でもない。「少量多品目経営の発展」を正面に据えて情報・経験の交流や研究を行う活動が求められるのではないか。

事例 6

福岡県八女市におけるJAの研修施設を通じた新規就農者育成の取組

- 2013年に「新規就農支援対策会議」を設置し、JAふくおか八女、市町、普及指導センターが一体的に取り組む体制を構築。
- JAふくおか八女が2015年に設置した研修施設である「就農支援センター」からはイチゴ、ナス、トマトでこれまで42人が新規就農。
- 就農支援センターでは作目ごとに高い技術力を持つ指導農家を設置し、新規就農者は就農直後から優秀な成績を上げている。
- その他の作目については、JAの生産部会が地区ごとに研修受け入れ体制を構築し、過去5年間でJA管内には82人の新規就農者。
- 八女市は研修生や受入農家への助成に加え、2018年から経営開始資金に対して最長3年間100万円を上乗せ。

1 地域及び農業の概況

八女市は福岡県の南部、福岡市から南へ約50kmに位置し、北は久留米市、広川町、うきは市、西は筑後市、みやま市、南は熊本県、東は大分県に接している。面積は482.44km²であり、福岡県内では北九州市に次いで2番目の面積を有している。西部は平野で、東及び南東部は森林が大半を占めている。八女市の人口は2020年に6.1万人で、20年前の7.7万人から21%減少している。

八女市は、八女茶や電照菊、イチゴなどの農産物の全国的なブランド産地である。農業産出額は、2019年で255億円であり、野菜（26.9%）と果実（23.9%）が多くを占めている。

八女市の産業別人口（15歳以上）において農業は20%を占め（2015年）、農業は八女市の基幹産業として位置づけられている。しかし八女市においても、農業者や農村人口の高齢化・減少が進んでおり、農業就業人口（販売農家）は、2000年の10,600人から2015年には6,069人と、15年間で6割以下に減少している。特に65歳未満の農業就業人口の減少が著しく、65歳以上の割合が2005年には49.3%であったのが、2015年には56.5%にまで増えており、次世代の農業者の確保は喫緊の課題となっている。

2 これまでの新規就農者の実績

2013年に八女市、筑後市、広川町、県（普及センター）、JAふくおか八女、農業委員会等で構成される新規就農支援対策会議が設置された。また、2015年に就農希望者の研修施設である「JAふくおか八女 就農支援センター」が設置され、これまで個々の農家で行っていた就農希望者に対する研修を一括して行う体制を整えた。

これまで就農支援センターから8期42人が就農し、2人を除いて地元で就農している。現在9期生7人が研修中である。この他、就農支援センターの研修対象とならない作目などについて個々の農家での研修を通じた新規就農者もあり、これら新規就農者は地域内の販売額の確保・拡大に貢献している。

八女市は、2022年3月に策定した「第二次八女市食料・農業・農村基本計画」において、新規就農者の育成確保について目標値を以下のように設定している。

新規就農者数（新規就農事業活用者数） 2020年（現況）7人/年→2030年15人/年

（参考）

第二次八女市食料・農業・農村基本計画（2022年3月）に記載されている、八女市食料・農業・農村実施計画（後期 2016年度～2020年度）の評価のうち、新規就農支援に関するこれまでの取組に関する記載

「新規就農者の確保については、新規就農支援対策会議を中心にJAふくおか八女管内への就農希望者の受け入れ相談、JA就農支援センターへの受入れ対応、入所募集などを積極的に行った結果、新規就農者の育成・確保が着実に進んでいる。目標人数には達していないが、研修・参入・育成・定着へのシステム化が見えていることは評価できる。引き続き、充実した支援の継続が必要である。

新規就農者への様々な政策支援により、関係機関での就農相談（情報共有）、JA就農支援センター及び先進受入れ農家による研修、JA部会主導による農地の確保、就農へというフローチャートが確立しつつあることは、非常に高く評価できる。この方式を新規就農者支援のビジネスモデルとして定着させ、普及すべきである。」

3 市町村内での支援体制

（1）「新規就農支援対策会議」

八女市の新規就農支援の全体統括をする組織が「新規就農支援対策会議」である。

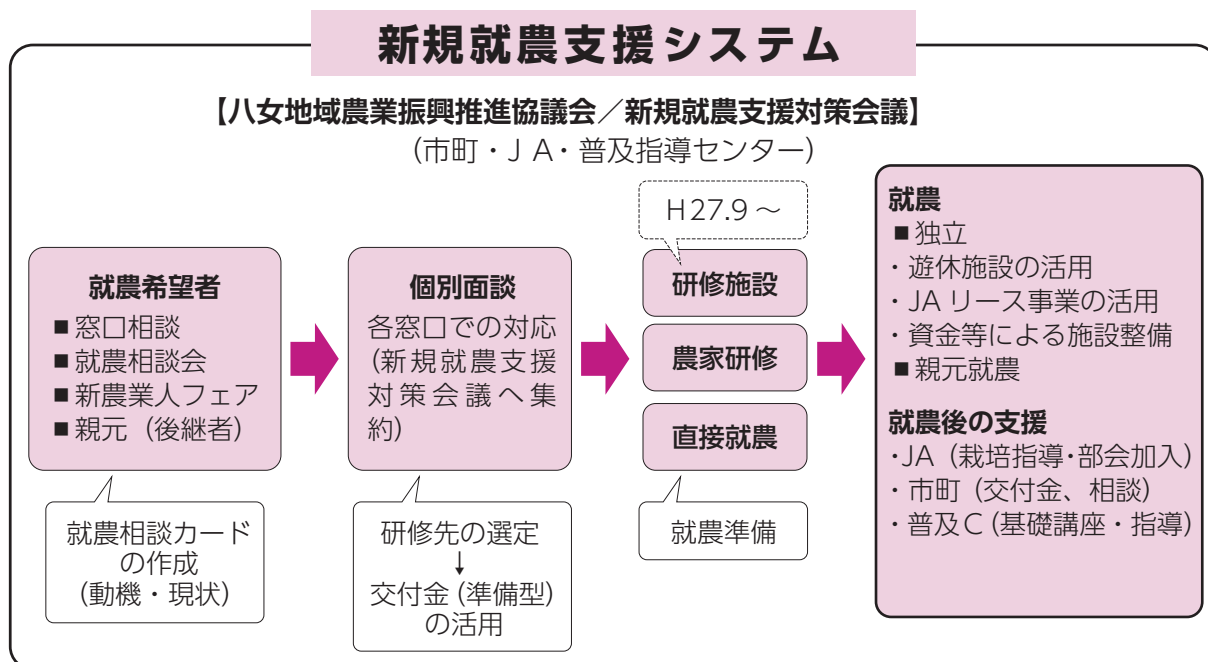
国の青年就農給付金制度が開始されて以降、新規就農に関する相談が増えたことへの対応として、JAふくおか八女、市町、普及指導センターが一体となって行えるように、八女地域農業振興推進協議会の下部組織として2013年に設置された。

新規就農支援対策会議は概ね隔月で開催され、新たな就農相談、これまでの就農相談の進捗、遊休ハウスの把握と活用などについて協議する場となっている。また、JAふくおか八女の就農支援センターの運営方法、研修生募集、研修生の就農についての検討を行っている。

対策会議の事務局はJA八女に設置され、八女地域農業振興推進協議会から会議や事例視察などの活動費が支給される。

新規就農支援対策会議のもとで、「新規就農支援システム」を構築し、新規就農希望者への相談から就農後の支援までの連携体制を整えている（下図）。

このような新規就農支援の連携体制の構築の背景には、特に国の青年就農給付金制度の導入により、新規就農希望の問い合わせが増えたことがある。それまでも市内に農外からの新規参入者はいたが、個別の農家が就農希望者の研修受入先となっており、JAや市が組織的に取り組んでいたわけではなかった。給付金制度の活用や、その後のJAによる就農支援センターの設置もあり、関係機関の連携体制の構築が必要になった。



(2) 「JAふくおか八女 就農支援センター」とJAによる研修受け入れ体制

八女市における新規就農支援の中心となっているのは、JAふくおか八女の所有する就農支援センターであり、就農希望者の研修施設として2015年9月に設置された。

就農支援センターが設置される以前は、就農希望者は個別の農家の下で研修を行っていたが、技術の平準化ができないことや、最大の課題として研修生が単なる作業員になってしまい技術の習得が十分に行えないケースが多かったことから、JAとして就農希望者の研修を行なおうと設置された。

施設の敷地面積は1万1,373㎡で、栽培用ハウス4棟と、育苗施設、座学などの研修を行う研修棟、トラクターなどの農業機械を収める格納庫などから構成されている。JAは2022年に近くの有休圃場3,882㎡を購入して就農支援センターの第2圃場とし、主にナスの研修用に使われている。

就農支援センターでの研修対象作物は、就農計画が立案できるような販売価格の確保が見込まれるイチゴとトマトの2品目で始めた。さらに、単為結果性品種の普及と単価の安定より近年研修品目として人気が出ているナスを新たに研修品目として導入している。

就農支援センターは国の準備型資金が研修施設を指定する制度に変更された時に、指定対象の研修施設とならなかったため、八女地域農業振興推進協議会が準備型資金の受け皿組織となっている。JAの就農支援センターの他に、八女市内のイチゴを生産する農業法人が、研修施設として認定されている。

八女市での就農希望者の募集対象・研修先は、現在では基本的には就農支援センターだけだが、異なる作物で就農したい人、研修時期が合わない人などは受入農家で研修を行う。JAは研修生の受け入れが可能な組合員農家を地区ごと、主要作物ごとに1人ずつ配置している。このような受入農家は各生産部会が指名する仕組みとなっており、JAの19の生産部会のうち8割で研修生を受け入れられる体制をとっている。JAふくおか八女の管内では就農支援センターでの研修作物以外でも、ブドウ・キウイなどでかなりの人数が農外から就農しており、過去5年間のJA管内での農外からの就農者は82人で、親元就農を含む新規就農者全体の6割を占めている（表）。

（3）八女市独自の新規就農者への支援事業

八女市は、市内での新規就農を予定し、農業者等の下で研修を行う人を対象に、研修を促進するために以下の助成を行なっている。

新規就農者＝月額2万5千円以内

受入農業者等＝月額2万1千円以内

また、2018年から新規就農者に対して最長3年間にわたり年100万円の助成を行なっている。現在は経営開始資金を受給する認定新規就農者を対象としての、上乗せ助成となっている。以前は、農業後継者には50万円、農外からの新規就農者に対しては100万円と助成額に違いがあったが、2023年度から一律年100万円となっている。

表 JAふくおか八女管内での最近5年間の新規就農者数（親元、新規参入）
（網掛け部分が新規参入者数である）

	イチゴ	トマト	ナス	その他 野菜	ブドウ	ミカン	キウイ	その他 果実	茶	花	水稻	合計
2018年度	2	3		2	4	2	3		4	2	1	23
	1	3		4			2					10
2019年度	7	4	2	1	6	2	1	1	3	1		28
	7	3	1	1	1	2						15
2020年度	14	3	4	1	3		2	1	2			30
	10	2	3	1			1					17
2021年度	13	1	3		5	1	4	2	1	1	1	32
	11		2		4		2		1		1	21
2022年度	13	1	3	1	2	1	1	2	1			25
	9	1	3	1	2	1	1	1				19
合計	49	12	12	5	20	6	11	6	10	5	2	138
	38	9	9	3	11	3	5	1	1	1	1	82

注：JAふくおか八女の管内は八女市、筑後市、広川町の2市1町で構成されている



3 新規就農支援の実際

(1) 募集・相談

八女市への新規就農者は、福岡県出身者で、八女市に何らかの地縁のある人が多い。昨年は12～13人が応募した。就農支援センターの研修生募集はJAが行い、新規就農支援対策会議の構成員で面談を行なって決める（別添の募集要項を参照のこと）。

八女市への就農希望者の募集・相談に関しては、就農支援センターが入所希望者説明会や体験などを年3回開催している。また、福岡県が主催して就農相談会を年2回開催している。県の主催する相談会は年々雇用就農の需要が拡大しつつある。

東京や大阪で開催される新・農業人フェアには、年1回程度、八女市（特に定住促進関連部署）がブースを出展している。福岡県内で県外の相談会に出展する市町村は少ない中、

八女市は積極的に参加している。ただし、新・農業人フェアには情報収集に来る人が多く、その後の具体的な進展に発展するケースは少ない。

(2) 研修

JAの就農支援センターは、毎年5～7人の研修生を受け入れ、これまで8期42人が就農し、2023年度は第9期の7人が研修中である。

就農支援センターでの技術指導については、作目毎に指導農家がついている。指導農家は極めて技術力が高く、また研修を修了し就農した新規就農者の圃場を見回ったりしてフォローもしてくれており、研修生や関係機関からの信頼度は極めて高い。JAは指導農家に対して、指導委託費を月10万円支給している。就農支援センターにはJAのOB職員が嘱託職員として常駐している。特にハウス設置に詳しい職員であり、彼も研修生から頼られる存在である。問題は、指導農家、嘱託職員とも高齢化してきていることであり、後継指導者の確保は目下の大きな課題である。

就農支援センターでの研修期間は1年である。研修期間が1年間しか無いため、栽培技術の研修をしながら、資金計画を立て、並行してハウスを探して整備するといったことを進めなくてはならない。特に作業の忙しい3月に経営開始資金や就農資金の事務作業のピークが重なり、八女市やJAは早めに手続きを開始するなどサポートするが、研修生は相当追い詰められる状況だと言う。

しかし、研修期間が1年だけであっても、就農後の生産部会や地域、就農支援センターの指導農家などのフォローがしっかりしているため、新規就農者の成績は良い。イチゴ、トマトの過去5年間の就農支援センターの卒業生の平均収量は、常に部会全体の平均収量を上回っている。

(3) 経営資源（技術・ノウハウ、農地、資金、機械・施設、住宅）の確保

研修終了後は、多くの場合JAが斡旋した遊休ハウスを活用して就農する。2023年度までの就農支援センターの卒業生42人のうち、32人は遊休ハウスを活用して就農し、残りはJAによる農業施設リース事業により設置した施設を使って就農している。

遊休ハウスの確保については、JAが生産部会にも依頼しつつ、研修期間である1年のうちに探して準備している。JAでは毎年遊休ハウスの調査をしている。以前は、JAから廃業するならハウスを使わせて欲しいなどと生産者に依頼していたが、昨今は、廃業する時にJAに声をかける人が増えてきている。これが可能なのは、JAの営農事業とJAの部会組織がしっかりしており、生産者が個人よりも部会の方向に沿う傾向が強いことがある。

住居の確保については、就農地として決まった集落の地域の人が、空いた物件を探すことが多い。空き家バンクやJAの宅建センターを活用した人もいる。

5 現在の課題と今後の展望

八女市においては、JAふくおか八女が設置した就農支援センターや、生産部会での研修受け入れ体制などにより、かなりの農外からの新規就農者が確保されている。しかし、確保状況は作目や地域によって大きく異なる。平野部のイチゴ、ナスなどの施設園芸やブドウ、キウイなどの果実では収益が見込めることから新規就農者は多いが、水稲や八女市の名産品である山間部の茶などは後継者不足が深刻である。また、集落営農組織の後継者確保も課題となっている。これらの作目・部門での次の世代の農業者をどのように確保していくかが、今後の課題であろう。

6 新規就農者の実例 A氏（イチゴの新規就農者）

（1）就農の経緯

A氏は2023年の冬現在でイチゴの3作目を生産中の新規就農者である。

福岡県久留米市出身であり、実家は農業に関係がなく、本人もサラリーマンをしていたが、将来は経営者にはなりたいたと考えていた。農業だったら経営者になれるのではと考え、就農支援センターでの相談会・見学会に参加した。八女市には妻の実家があった。すでに研修・就農していた人の話を聞いたり、見学会後も作業の手伝いに来てみたりして、ここでの就農支援体制が良いと思い、面接を経て研修を始めた。就農支援センターでイチゴの生産についての1年間の研修を行なった後、就農した。



写真：A氏とそのイチゴ圃場

(2) 農業経営の概要と推移

A氏は20aのハウスを使ってあまおうを生産をしている。

A氏は1作目で坪単価で地区生産者（88人程度）で2番目という高い生産性をあげ、初年から農業で生活することができた。経営開始資金を受給しているが、所得上限をオーバーしそうな状態である。その後も常に部会内で単収が上位10位以内に入っている。これについて、A氏は就農支援センターの指導農家の指導が優れているからだと言ひ、就農支援センター出身者が常に部会内の単収上位者を占めているそう。

(3) 経営資源の確保の方法について

A氏はハウスの確保については、就農支援センターにハウスを使う人がいないかと問い合わせた引退予定の菊農家から、ハウスと農地を取得した。家は中古を買った。

この家に畑地がついており、ハウスに付随する農地と併せて40a以上になるようにしてA氏は農地を購入した。A氏はイチゴを土耕で栽培したかったので（ちなみに地域内のイチゴ農家の9割以上は土耕である）、農地を購入したかった。土耕の方がイチゴの収量が高いし、その場合土作りを自分でやりたいと考えていた。

農地が購入できる面積40aとなるよう、JAの宅建センターが間に入り、ハウス・農地・中古の住宅が同時に契約できるように調整を行なった。名義変更などの手続きも、全てJAの宅建センターが行なった。

労働力は本人、妻、アルバイト1人であり、妻の母が必要な時は手伝いに来てくれている。

(4) 就農しての感想、今後の展望

A氏は経営・技術の両面で非常に向上心があり、他の地域の勉強会などにも参加している。

研修生であった時から、収量が高い人の仕草を真似し、盗めるノウハウは盗もうとしたそう。

A氏は就農して楽しいと語り、今後の経営の展開方向として、イチゴだけだと夏場の仕事がなく通年雇用ができないので、ぶどうを導入したいそう。それに必要な圃場確保のため、隣のハウスの持ち主に農業を止める時には言ってほしいと声をかけてあるそう。将来は経営を株式会社化し、社員を雇用しての経営にしたいと考えている。

(5) 就農支援に対する意見・要望など

A氏はこの地域での新規就農支援体制は、JAの支援が手厚い上に市からも助成金の上乘せがあり、充実していると感じている。特に、就農支援センターとその指導農家は全面的に頼れる存在だとのことだ。

～令和6年度（第10期）農業研修生募集～

J Aふくおか八女就農支援センターは、管内の関係機関(県・八女市・筑後市・広川町)で構成する八女地域新規就農支援対策会議(福岡県認定農業経営者育成教育機関)の指定研修施設として、新たに施設野菜で就農を希望される方に、生産技術・経営管理等について実習、座学を通じて研修を行います。

また、研修終了後の就農にあたっては、遊休ハウスの斡旋や生産指導の支援を行います。

募集要項

【研修生の資格】①概ね50歳までの者

- ②心身ともに健康で農業に意欲的な者
- ③研修終了後、J Aふくおか八女管内に居住し、管内で農業経営を行う者
- ④農業経営開始にあたり200万円程度準備できる者

【募集期間】令和5年11月1日(水)～12月22日(金)まで

【募集人員】7名

【研修品目】イチゴ・トマト・ナス

※上記作物以外についても相談を受けますのでご連絡ください。

【研修費用】原則、研修に係る費用はJ Aふくおか八女が負担します。

【研修場所】J Aふくおか八女就農支援センター 八女市平田495-1 他

【研修期間】令和6年6月1日～令和7年5月31日の1年間

【申込方法】「農業研修申請書(様式1)」及び「履歴書(様式2)」を

J Aふくおか八女営農指導部農業振興課へ各1部提出。

※J Aふくおか八女HPより申込様式はダウンロードできます。

【選考方法】書類審査・就農支援センターでの短期研修・面接

【研修生の決定】①八女地域新規就農支援対策会議で選考します。

②決定結果については、申込者に通知します。

※研修生に決定した者に、誓約書の提出を求めるものとします。



お問い合わせ先



八女地域 新規就農支援対策会議

J Aふくおか八女 営農指導部 農業振興課

〒834-0063 八女市本村422 TEL0943-23-1378

HP <https://www.jafyame.or.jp>



令和5年度地域における新規就農支援事例調査 調査先一覧

No.	都道府県	市区町村	担当者
1	北海道	赤井川村	日本協同組合連携機構 客員研究員 和泉 真理
2	山形県	鶴岡市	茨城大学農学部 准教授 西川 邦夫
3	茨城県	石岡市	茨城大学農学部 准教授 西川 邦夫
4	岐阜県	高山市	摂南大学農学部 教授 柳村 俊介
5	島根県	津和野町	摂南大学農学部 教授 柳村 俊介
6	福岡県	八女市	日本協同組合連携機構 客員研究員 和泉 真理

